



# environment Update

創刊号

- 海外環境関連情報誌 - Vol.1 No.1(1999.5)

## 目次

1. 廃電気電子機器の回収・リサイクル制度に  
関するEUの動き 環境セミナー講演録 ..... P . 2
2. 欧州における使用済み電池規制の概要 ..... P .2 6
3. 欧州環境規制動向  
在ブリッセル弁護士モニタリング情報 ..... P .3 6
4. トピックス
  - (1) パソコンのエコラベル基準 ..... P .5 0  
Official Journal of the European Communities 17. 3. 1999  
L70/46
  - (2) IPP : 統合製品政策 ..... P .5 3
5. 事務局便り ..... P .5 7



## 廃電気電子機器の回収・リサイクル制度に関するEUの動き

我が国においては家電リサイクル法の2001年施行に向けて実施細則の検討が進められておりますが、EUにおいても、廃電気電子機器に関する回収、リサイクル指令の制定に向けて欧州委員会のドラフトづくりが行われております。最新の第2次ドラフトによれば、大型家電から玩具まで全ての電気電子機器ならびに消耗品を対象に、画一的なアプローチで実施することや鉛等の物質を使用禁止するなど、現実性を欠いた内容が多く見られ、産業界に重大な影響を及ぼす内容となっております。

このため、現地における日系企業は当組合ブラッセル事務所を事務局とするJBC E (Japan Business Council in Europe)を設置して、環境への配慮は重要と認識しつつも、同ドラフトに対し、より現実的な内容に改めるよう代替提案をしながら具体的コメントをEU関係機関に提出しました。また、欧州産業界や米国関係団体と共同歩調をとりながら、欧州委員会責任者との対話を続けて、指令案の改善方働きかけを行っております。

当組合本部においては、同指令制定の動きの重要性に鑑み、ブラッセルで活躍中のHunter 弁護士 (Hunton & Williams 法律事務所) を本邦に招き3月24日大阪、26日東京にてWEEE指令ドラフトの問題点、意思決定プロセスなどを解説する環境セミナーを開催いたしました。以下は同セミナー東京開催時の記録と東京・大阪の双方における質疑応答についてとりまとめたものです。

### はじめに

3つの部分に分けてお話ししたいと思います。

1番目は、欧州における政治的な力学です。例えば環境関連の指令が出てくるときにこういったところに端を発しているかといったことで、今回の欧州委員会が準備をしている廃電気電子機器(以下WEEE: Waste from Electric and Electronic Equipment)指令案がどういう背景から出てきたのかということを理解していただく上で役に立つと思います。

2番目は、政治的なプロセスを説明して、委員会がどういう形で指令案を準備し、それが最終的にどう採択されるのかというプロセスについてお話ししたいと思います。そして現在のWEEE指令案がそのプロセスのどの段階まで来ていて、将来どう展開するのかということをご理解いただきたいと思います。

3番目は、WEEE指令案についてお話ししたいと思います。その話のなかで、廃自動車指令案

と使用済み電池指令案の両方についてお話ししたいと思います。これらがこのWEEE指令案の下敷きになっていると思うからです。

### ・政治的な力学

初めに政治的な環境とそのような環境のなかで環境関連の指令がどう採択されるのかということを申し上げます。ご記憶だと思いますが、欧州において本当の意味での政治的な力は加盟国が持っています。欧州委員会は、例えば指令ができて、実際にそれを運用、適用することに責任を持っていません。そして、行政的な機構としてはそれほど大きくはなくて、1万2000人ぐらいの官僚で構成されています。

一方、加盟国側は委員を任命し、最終的に欧州レベルで作りあげられた法律や指令を実施していく責任を持っています。

欧州は過去40年間、特に最近の15年間でそうでしたが、域内の貿易自由化を積極的に推進してきました。域内の貿易障壁がだんだん撤廃されていくにつれて、加盟国はその国内でのさまざまな環境保護のための措置を適用してきました。その結果、各国の環境法や環境基準がバラバラであることから、特に厳しい環境法や規則を持っている加盟国のメーカーや労働組合は、緩やかな環境法を持っているところと競争上非常に不利だという不満を持ってきました。例えばドイツのメーカーは、同じような厳しい環境規制のもとには置かれていないスペイン、イタリア、ギリシャと競合するのは大変だという大きな不満を持ってきたわけです。

このようなバラバラな状況の中で、欧州全体としてはいっそう厳しい規制を導入、適用することによって、全ての加盟国が公平な土俵（level playing field）で戦うようにしようとする傾向をたどってきました。そして、製品に関する規制や基準は、北欧諸国も含むゲルマン系の国々が環境目的のために非常に厳しい製品規制を導入しており、ある意味でこれが域内の通商上の障壁をつくり上げているという側面もあります。委員会は、このような状況に介入して、単一市場の達成という視点からさまざまな加盟国レベルの措置の調和に努力してきました。

このように欧州全体の規制、特に環境関連の政策面に関するものは、一方の側では集中化する方向に向かうと同時に、他方、先に述べたように実際にできた指令や法律を施行していくのは加盟国なので、加盟国側としては委員会からの介入をあまり好まないという側面もあります。その意味では、欧州で常に緊張関係が存在しているといえます。一方、さらに詳細な欧州全体の調和的な規制の方向に向かおうとする力があると同時に、他方、加盟国側としては、自らの法域のなかでは自らが望むような政策展開を行い、国内の制度を保護したいという思惑が働くわけです。これからお話しする廃電気電子機器に関する指令案にしても、廃自動車指令案にしても、こういう緊張関係が読み

取れると思います。

### ・法制化（政治的）のプロセス

EUにおける法制化のプロセスについてお話しします。例えばWEEE指令案等がどのようにでき上がっていくのか理解していただきたいと思っています。

少し前に述べたように、多くの環境政策は加盟国の措置に端を発しています。WEEE指令案もまさにそのいい例です。このWEEE指令案の場合、委員会としてはすでに多くの加盟国には環境関連の国内法が存在したり、そういった法の整備を目指して努力が行われたりしている状況を見て、それが域内の貿易障壁にならないように欧州全体としての規則をつくらうと考えるわけです。

そのプロセスはどのように進んでいくのか。一番初めは、DG11という環境担当総局の若い官僚が紙とペンをとって書くところから始まります。もちろんその場合にも、加盟国の持っている法律を下敷きにして考えることもあり得るでしょうが、第1案はあくまでも自分が考えたように書きます。いったん自分の第1案ができ上がったら、DG11の中にある廃棄物管理担当の課（ユニット）の同僚に見せます。

理論的には、このプロセスは秘密裏に行われ、部内ベースのドラフトがつくられるに過ぎないはずですが、そのドラフトが、実際には産業界にも、その他の国の政府にも流れてしまうのが普通です。

このユニット内部での検討が成功裏に終わると、次にもう少し正式なプロセスが始まります。一方では加盟国政府との協議が、また他方では産業界や環境関連団体との協議がそれぞれ始まるわけです。この場合、加盟国政府との協議とはいえ加盟国政府全体を巻き込むわけではなくて、その一部、特にWEEE指令案の場合には環境省との協議ということになります。ただ、この加盟国政府との協議のプロセスでは、当該テーマに関心のない加盟国は必ずしも注意を払うわけではありま

せん。そういう状況なので、そもそもそのプロセスの中に、委員会自体が達成したいと考える種類のコメントしか出てこないといったバイアスがすでに内包されていると考えていいと思います。

W E E E 指令案の場合がそうですが、委員会が加盟国から意見聴取をするときには、2つほどの例で見ても、3分の2ぐらいの加盟国にしかその官僚を派遣させ、その協議のプロセスに参加させません。その参加する国というのは、主にすでに自国内にその種の法律が存在しているか、そのような法律を準備中かどちらかの国です。したがって、当然のことながら、当初案に対して加盟国から出されるコメントは非常に好意的な、前向きなものばかりだということになります。

産業界との協議は通常オープンに行われるけれども、このW E E E 指令案に対しては若干状況が異なっています。廃棄物管理担当課のトップは、非常にていねいな礼儀正しい人物ですが、産業界からのコメントはほとんど無視しているという状況です。

さて、もとのプロセスに戻ります。いったんユニットの内部で満足が得られ、今申し上げたような協議が行われたうえで、OKだということになれば、今度はD G 1 1 という総局の全体でまとめられることになります。

D G 1 1 の内部でOKだということになると、次にinter service consultation、つまりD G 総局間の協議（事務局注：日本でいう省庁間協議）のプロセスに上がってきます。D G 1 1 環境総局は、このプロセスで例えばD G 3 産業総局とか、D G 1 対外関係総局とか、D G 1 5 域内市場総局といった、これに関心のある他の総局からのコメントを受け付けます。

このW E E E 指令案そのものは、まだこのinter service consultation プロセスにはいっていません。後で、なぜそうなっているのか、いつごろその協議のプロセスにはいるのかということについてコメントします。

このinter service consultation という段階が終わって、委員会の様々な総局から意見が出ると、

次に「キャビネ」と呼ばれる委員会内部の政治的な新しいプロセスに移ります。キャビネは、20人の委員のために仕事をする political appointee の小さいグループです。この話し合いの場は極めて政治的なプロセスであり、様々な配慮に基づいた取引が行われます。ある意味では、官房のような役割になるわけですが、そういう場での議論は、問題を整理し、ほんの少しの重要な問題だけを委員のところに上げ、残ったところは自分たちで解決しておくことを目的とするものです。

このようにキャビネのレベルで整理されたものが委員会のレベルに上げられると、今度は委員のレベルで投票を行い、その案を委員会の公式な案として採択するかどうかを決めます。委員会でのようにして正式に採択されると、それが官報に載せられ、その後、閣僚理事会と欧州議会と双方に送付されます。

欧州議会、閣僚理事会での審理の手続きは極めて複雑ですが、ごく簡単に申し上げると、この双方はこの指令案をそれぞれ2度検討し、その2回の審理を経たあとで、同時に議会と閣僚理事会によって採択されるという運びになります。

欧州議会は、昔は特にこういう指令案にはあまり重要な位置づけではなかったけれども、最近ではマーストリヒト条約や、あと1~2か月で発効するアムステルダム条約によって、議会の重要度が上がってきているので、これからは欧州議会と閣僚理事会とはまったく同じ重みをもって決定することになると思います。

欧州議会と閣僚理事会とが共同で指令案を採択した結果、これが指令になると、次にそれが加盟国政府によって2年の期間内に国内法制化されるというプロセスになります。

これに関連して念頭に置かなければならないのは、たいていの場合、指令は曖昧な文言で書かれるので、細かい施行の段階では、加盟国がかなり裁量権を行使できる形になっているし、委員会の方は、そのような法律の個別的な適用や施行については発言権を持たないという点です。

したがって、EU全体として調和を目指すという大命題はありながらも、いったん指令という形になってしまうと、その運用ぶりには、加盟国の間で多様性が存在するという状況です。しかも、通常は2年間と決められているけれども、加盟国が国内法の整備をするには2年以上かかる場合もあります。そうすると、加盟国間のバラツキがますます大きくなるので、民間企業の方はそういったバラバラな状況に対応しなければならなくなります。

次に、このプロセスのタイミングと性格とについて2点申し上げます。

最初の指令案の起草から始まって、最終的に閣僚理事会で採択されるまでの期間は1年から10年までの様々な幅があり、通常は2年から2年半までぐらいです。さらに正式なプロセスとして、委員会で採択されてから、次に閣僚理事会と欧州議会とによって正式に採択されるまでの期間は、1～2年ぐらいです。廃自動車指令が24か月(2年)ぐらい、このWEEE指令案がもう2年ぐらいと私は見えています。

このプロセスの性格として念頭に置いていただかなければならないのは、委員会で正式に採択される前の段階ならば、指令案はある程度柔軟性が残っていて、訂正、修正が可能な状況けれども、いったん委員会で採択されてしまうと、かなり硬直的な文章になってしまうことです。ということは、WEEE指令案はこの先、6～9か月ぐらいが徹底的に重要な期間になり、指令案に変更を加えることが可能なのは、委員会による正式採択前のこの期間だけだと考えて差し支えないからです。

話を指令案そのものに進める前に、現在のブラッセルの政治情勢について、若干コメントします。すでにお聞き及びのことでしょうが、欧州委員会全体が先週総辞職しました。まだ残っている委員たちは事務管理委員会という立場で仕事をしています。

そもそもこういう事態が起きなくても辞職を

した委員会の任期は年末までということでしたが、今回の政治的な危機によって後任を決めるプロセスが加速化しました。

ただ、いまの段階では加盟国はどれぐらいの時間をかけて新しい委員を任命するのか、現在の問題に対してどう解決を見出していくのかわからない状況です。そして、このようなはなはだ不確実な期間においては、委員会として新しい法案や指令案に取り組むことはほとんどあり得ないと考えています。

当初DG11は、inter service consultationを今からおおむね2か月ぐらいの間には始めたいと考えていたけれど、今回の政治的な展開のせいでおそらく今年の後半、場合によっては来年初めごろにまでずれ込むかもしれません。

ただし、政治的に極めて不透明な状況なので、いま述べたことは憶測に過ぎません。プロセスが具体的にどのように展開していくのか、想像し得ないといったほうが正しいかと思います。ただ、どんな人が新しく任命されるかは別として、新しい構成の委員会は、いままでの委員会と比べると自由貿易主義ではない、リベラルではないラインの強い構成になると思います。辞任したばかりの委員会が5年前に任命されたときは、加盟国の大半は保守政権でしたが、現在の状況は一変しています。圧倒的多数の加盟国は、今社会主義政権になっています。ということは、新任の委員の任命にも、この政治情勢が影響を与えるだろうということです。

さらに欧州議会の選挙も今年の夏に行われます。今の欧州の全般的な政治情勢からいって、非常に左寄り、グリーン寄りという色合いが濃いので、今度選挙される議会の色合いも、「緑の党」代表の数がかなり多くなると思います。

このような全般的な政治情勢の変化が、WEEE指令案の審議でも、最終的な採択でも、その政治的なプロセスに影響を与えられそうです。

## ．W E E E 指令案

### 1．廃自動車指令と電池指令

W E E E 指令案に入る前に、廃自動車指令案と電池指令について手短にお話しします。というのは、この2つの指令がW E E E 指令案のモデルになっているからです。

まず廃自動車指令案ですが、これが委員会から提案されたのが1997年で、あと約2か月間で採択される可能性もあると思います。この廃自動車指令の場合もW E E E 指令と同じように、物質規制、回収、リサイクル義務及び報告義務が含まれています。その製品のデザインに関する側面については、例えば物質制限とか、デザインとかいうことに対して、次の3点があります。

第1点は、様々な種類の規定が入っていますが、そのうち物質使用禁止という実効的な規定で禁止される対象は、自動車の場合はハンダを除き、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムがあげられ、これらの使用禁止が規定されています。それから重要なポイントとして理解しなければならないことは、これには敷居値が設けられていないし、遵守されているかどうかをチェックする試験方法も確立されていないことです。

第2点は、製品に関するリサイクル目標です。この廃自動車指令案は、2005年までに重量ベースで85%が再生(recover)されなければならないと規定しています。しかも、その物質は2005年までに重量ベースで80%リサイクルされなければならないと義務づけています。リサイクルや再生からエネルギーに再生されるのは5%に過ぎません。そして、2015年には再生は95%、物質のリサイクルは85%の達成というさらに厳しい目標値を設定しています。

第3点は、今述べたような物質規制やリサイクルの目標は、型式認証というプロセスの中に含まれています。つまり、将来こういった再生やリサイクルが可能でない物質が入っているような自動車や自動車部品はもはや欧州では販売できないということになるわけです。

この指令はさらに、自動車の回収及び再生に必

要なすべてのコストには、メーカーが義務を負うべきことを規定しています。その上、いったん回収された廃自動車の処理の仕方に関する規定もあるし、またメーカーが欧州市場に新しく自動車を輸入した場合の報告義務も課せられています。

驚くべきことに、自動車メーカーはこの指令案に対してあまり強力なロビー活動をしませんでした。これには、おそらくその他にも非常にセンシティブな政治的問題が沢山あり、とりわけ排気ガス規制への対応に手いっぱいだったという事情があるのかもしれませんが。

最近、フォルクスワーゲンのCEOが欧州自動車工業会のトップになりました。すでにご承知のように、フォルクスワーゲンは現在のドイツ首相と非常に緊密な関係にあります。偶然のことではないと思います。ドイツの現首相の誕生以来、この指令案については閣僚理事会のレベルでさらにいっそう検討するために、その決定を延期することになっています。おそらくこの指令案は今年の夏ごろにも理事会で検討されると思っていますが、その段階で、物質規制とコストに関する規定が変更される可能性があると思っています。

一方、電池指令案がちょうどinter service consultationには入ろうとしているところであり、これにも電池に含まれる物質の制限に関し、先ほどと同様な規定が入っています。この指令案では中のカドミウムが5ppm以上の電池は使用禁止という形になっています。そして、回収目標も立てています。消費者用通常の電池の回収と再生は75%、業務用の電池は95%というのが目標値です。

## 2．W E E E 指令案

次にW E E E 指令案そのものに入りますが、まず政治的なスケジュールを、次いで中身の詳細を説明します。

ブラッセルでの政治的な困難な状況を考えると、この指令案がinter service consultationに入るの、おそらく秋か来年初めになると思う

ます。ということは、委員会で正式に採択されるのは今年末あたり、しかもギリギリかそれとも来年のちょうど今頃になると見えています。そこで先ほど述べたように欧州議会及び閣僚理事会の審議に2年ぐらいかかることを考えると、EUとしても正式な採択は2002年ごろになるでしょう。

さらに、各加盟国での国内法の整備のための期間を2年ぐらいいと考えると、加盟国を含めて実施されるのが2004年、あるいはそれ以降だということになります。また指令案に入っている規定、例えば物質禁止等の細かい規定については、それ以降さらに時間がかかると見ていいでしょう。

次が指令案の中身ですが、対象範囲、製品に関する規制あるいは規則、回収/処理義務、再生、資金分担、報告義務という順序で話を進めたいと思います。

#### (1) 対象範囲

WEEE指令第2次案では、ほとんどすべての電気電子機器が対象となっています。さらに、付属書リストに載っているような消耗品も対象となっています。付属書には、いくつかの電気電子機器が例示されています。これはあくまで例示であって、対象範囲がこれに限定されるわけでは決してありません。

いくつかのメーカーの方々は、このように対象範囲が極めて幅広いことに対して批判しておられます。

JBC E (Japan Business Council for Europe) も同様のコメントをしています(事務局注: 組合ブラッセル事務所が事務局となっているJBC Eの動きは本誌次号No.2に掲載予定)。

#### (2) 製品に関する規制

この指令案には4つの規則があります。第1が物質禁止、第2がデザインとコンテンツ要件、第3がラベリング、第4がプラスチックのマーキングです。

##### 物質禁止

物質禁止では、付属書に掲げられている特定の

適用除外は別として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ハロゲン系難燃剤の使用(この「使用」というところに重点を置きたいのですが...)が禁止されます。

すでに述べたように、この禁止の条項は2004年1月から発効すると思いますが、先ほどのような様々な状況があるので、おそらくあと2年ぐらいいはこのスケジュールが先送りになるのではないかと見えています。

この規定を厳密に読むと、このような物質の使用の禁止ということなので、単に新しい製品にこれらの物質を使用することが禁止されるだけではなくて、そういった禁止物質を含む製品の消費者による使用も禁止されるということになると思います。そうすると、大変ばかげた結果が起こり得ます。私見ではあるものの、起草した人はそこまでは想定していなかったのだらうと思います。しかし、これはサービス部品はカバーされるのだと読み取るべきだと思います。したがって、将来の修理のために古いサービス部品を保持しておき、その在庫のなかから補修用のサービス部品を売ることは禁止されることになると思います。

また廃自動車指令案と同様、このWEEE指令案でも敷居値は設けられていないし、試験方法も規定されていません。ということは、鉛にしても、カドミウムにしても、水銀にしても、ほんの微量であっても使ってはいけないということになるわけです。

あとでお話しするリサイクル目標を達成することも極めて困難になります。というのは、古いプラスチック、その他の物質の中にはこのように禁止されている物質が含まれているからです。

##### 製品のデザインとコンテンツ要件

製品のデザインとコンテンツ要件については2つあります。1番目は、加盟国に対して制限品目・物質について独自のルールをつくるように促していることです。例えば危険物質の量と数、プラスチックの数、新製品のなかのリサイクル可能な物質に関するルールです。これは非常に問題が

多い規定だと思えます。なぜならば各加盟国が導入し得る措置があまり好ましくないからだという視点からではなくて、この規定に基づいて15の加盟国がそれぞれ独自のしかも別々の規定をつくってしまうという問題があるからです。

2番目の問題は、リサイクル・プラスチックに関するものです。具体的には、電気電子機器の新製品中のリサイクル・プラスチックの割合が、全体に使用されるプラスチックの5%という規定があることです。それと同時に、当然のことながら、ハロゲン系難燃剤がそのリサイクル・プラスチックのなかには含まれてはいけないということです。

このような規定は輸入者に対して差別的な影響を与える可能性があります。というのは、またあとでお話ししますが、すでに欧州域内ではこの指令に基づいて補助金付きで廃プラスチックのリサイクルが行われているので、欧州メーカーはそういうリサイクル・プラスチックをかなり安いコストで容易に入手できる状況にあるからです。

しかし、日本、米国、インドといった国々のメーカーは、そういった補助を受けたリサイクル・プラスチックが国内に存在していない状況があるでしょうから、そのような場合には、欧州でのリサイクル・プラスチックの割合5%という要件を満たすために、おそらく欧州のメーカーより高いコストを支払うことを強いられるでしょう。

個人的な見解ですが、先ほどの物質禁止と、このリサイクル・プラスチックのコンテンツ比率に関する要件は、国際的な通商法に照らして非整合的だと考えています。USTRや欧州委員会のDG1（対外関係総局）も同じような考え方をしているようです。しかし、現実には加盟国がとっている措置のなかにも、国際法との整合性を欠くものもけっこうあります。しかし、そういうものはどこかの国が問題提起をしない限りそのままです。どこかの政府が問題提起をしたときに初めてそのような法律は撤廃されます。

そこで、私がいま説明したような規定が皆様にとって懸念の対象だと判断される場合には、ぜひとも日本政府関係当局にその話をされて、日本政

府としてその懸念を委員会に伝えるようにされたらよろしいと思えます。

ちなみに欧州にあるJBCEが、これらの問題を米国のAEAやORGALIME（欧州機械工業連盟）と一緒にあって、1月にDG1に問題提起という形で働きかけています。

#### ラベリング

製品に関するラベリングの規定によって、すべての家電製品等は大型の家電製品とか自動販売機等を除き、分別回収マークを貼っておかなければならないことになっています。このマークは、現行電池指令で規定するごみ箱にバツテンを付けた印です。

#### プラスチックのマーキング

プラスチックの部品は、ISOの11469に従ったマーキングを付けなければならないことになっています。ただし、そのプラスチック製の部品が25グラム以下の場合には、適用除外になっています。

#### (3) 回収/処理義務

指令案によると、メーカーは、最終所有者からディストリビューターが引取った製品を返却するというシステムをつくって、回収されることを担保しなければならないことになっています。もう一つ、一人当たりベースで回収目標が定められています。この指令案では、家庭から出る廃棄物、廃電気電子機器に対しては、年間平均一人当たり4キログラムの分別回収が求められています。ただし、これは義務ではなくて目標値です。

しかし、この指令の中にはこの問題を数年後に改めて検討することによって、これを義務化すべきであるという委員会の意向もすでに入っています。

さらに、処理施設をつくって再生処分の前に処理しておかなければならないことをメーカーに義務付けています。

また、すべての回収された機器は、それを処理す

る前に液体を排除しておかなければならないというまことに奇妙な規定がはいつています。起草した人は考えていなかったと思いますが、このように規定すると、LCD（液晶表示板）は非常に大きな問題が起こり得ます。

この問題から離れる前に、欧州で混乱を引き起こしているこういった処理に関する規定について一言コメントします。この指令案には、処理のために機器を欧州域外に持ち出してもいいことになっています。そこで当初何人かの人、現在のEUによる廃棄物輸送指令よりも楽な形で、生産者がこの廃電気電子機器処理のために輸出できるのではないかと考えました。ところが、委員会の方はそのように考えていたわけではありませんでした。要するに、他の指令や法律には違法になるけれども、メーカーはこういった処理のためならば輸出してもいいというだけのことなのです。それでも意味のある部分もあります。この物質の輸出がリサイクルや再生のためだということであれば、それがリサイクル目標値の達成というときにカウントされることになるからです。

#### （４）再生

指令案によって、分別回収された機器の再生のためにシステムをつくることが要求されています。さらに、野心的なリサイクル目標値が設定されています。しかし、この目標値について強調しておかなければならないのは、エネルギーとしての回収の分がこの目標値の数字には入らず、あくまでも物質のリサイクルだけが目標値として示されているに過ぎないという点です。

この目標値は、回収された物質の重量に対する比率で表わされます。おおざっぱに言えば、まず大型家電製品、ガス放電灯、ブラウン管を含む製品およびCFC、HCFC、HFCを含む製品については90%のリサイクル目標値です。どういう製品がこのカテゴリーに入るのかというのは、付属書を見ていただければ例示的にわかると思います。そして、これ以外のすべての製品リサイクル目標値は70%です。

しかし、リサイクルといっても必ずしも同じ製品にリサイクルしなければならないということではなくて、他のもの、例えばテーブル、椅子、ベンチといったものに使うことも可能です。もし他の種類の製品に利用できるということであれば、この指令案に盛られているような物質禁止の対象にはなりません。

多くの方から、「この数字の根拠はどこにあるのか？」というご質問が出ました。この起案をした担当官が昨年夏の産業界との協議の場でいったところによると、欧州でその前2年ぐらいかけて行われていた様々な種類のパイロット・プロジェクトを参考にしたということでした。しかし、これはナンセンスです。パイロット・プロジェクトやスタディーなどを見ていただくと、地理的な区別、製品のグループ、時間といった観点において非常に限定的なものであることがわかります。もちろん産業界の方がそういう議論を支持されたかどうかはわかりませんが、いずれにしてもあるテストで、一定の国、一定の条件のもと、かなり高いリサイクル率が達成できるということと、それを欧州全体に適用できるということとはまったく別のことだと思えます。

それからこの目標値では地理的な区別をいっさいしていません。欧州全体に一律に適用するというものです。例えばオランダのような国は人口密度も高く、リサイクルのためのインフラが整備されているので、90%とか70%という高いリサイクル目標を達成することは可能かもしれません。しかし、例えば南欧州のスペイン、イタリア、ギリシャといった国々でも、同じような高いレベルのリサイクル率が達成できると考えるのはばかげていると思います。そのような場合には、例えばギリシャの離島からリサイクルされたものをオランダに持ってくればいいということがいえるかもしれませんが。しかし、これは物質とはいえ廃棄物と定義されてしまうかもしれないものを、欧州域内でいくつかの国境を越えて輸送するというときの、行政手続き的なたいへんな困難さを無視している考え方だということになります。同時にその

ように回収された廃電気電子機器を、回収のインフラがあるところまでずっと運んでいくわけだから、輸送コストがかかります。そのコストを無視している議論になると思います。

#### (5) 資金分担

ファイナンス(資金分担)は指令案のなかでも決定的に重要なポイントの一つです。指令案では、家庭からの廃電子機器は無料で回収しなければならない、その回収、処理、再生、処分にかかるコストは、生産者が負担しなければならないことになっています。これは第1次案と違って、第1次案では、そのローカル・コレクションは、生産者の責任ではありませんでした。

こういうスキームを考えると、どこでいちばんコストがかかるかすぐわかりだと思えますが、コストの大半は最初の段階であるローカル・コレクション(現地での回収)でかかるわけです。このような回収、処理、再生のためのコストは、その法律や指令などが発効したあとで市場に出回った製品だけではなくて、何十年も前に販売されたものも含めて、すべての製品が対象となるわけです。

指令案によると、メーカーは他社との共同回収スキームをつくってもいいし、自社で独自にやることも可能だと規定しています。ということは、独自でやる場合には、自分たちが直接販売したわけでもない古い製品にかかるコストも負担し、補償しなければならないということになります。そのコストの負担割合は、それを支払う時点での個別企業のマーケット・シェアに比例することになっています。これを現実に解釈するのはなかなか大変です。競争法の規定をよくご存じの方はすぐわかりになると思いますが、マーケット・シェアというものの定義ははなはだに曖昧なものであり、なかなかそう簡単にわかるものではありません。そもそもそのマーケット・シェアを決める分母になるマーケットは何かということから始めなければなりません。

例えば非常に小さなモバイル・コンピューター

的なものが、PCやメインフレームなどと同じマーケットを構成するのかどうかという疑問があると思います。ある会社が小型のモバイル型のコンピューターしかつくっておらず、PCやメインフレームをつくっていないのに、市場に出回り始めてから何年もたっているPCやメインフレームなど、まったく関係のない製品にかかるコストまでも負担しなければならないということになります。このように市場に出回っている古い製品に対してコスト的にどう対応するかということは、手続的にも極めて大きな問題だと思えます。

ぜひ各会社の経理担当の方に依頼して、この指令がどういう会計上の意味を持つのかということを検討されることをお勧めしたいと思います。新製品の販売をするときにそれが5年、10年、15年もたってから戻ってきたときのことを考えて、それぞれに対して引当をする必要があるかどうかといったようなことも含めて検討をしておかなければならないでしょう。

#### (6) 報告義務

各メーカーは年に1回、それぞれの国について製品の数と重量とを報告しなければならないことになっています。それだけではなくて、マーケット・サチュレーション(市場の飽和度)の報告も、当該の販売される製品が家庭用か業務用かということについての報告も義務付けられています。

ちょっと考えただけで、リサイクルの目標の達成、リサイクルの実現するという視点に立てば、報告が決定的に重要な部分だということはわかると思います。官僚の視点から考えると、この報告義務は決定的に重要なポイントになるわけです。なぜならば、これによって目標値が達成されているかどうかをチェックすることができるし、さらに個別の企業が目標を達成しているかどうかということもチェックすることができるからです。しかも、彼らにとっては、これが最も容易なメカニズムだということになるわけです。しかし、これをメーカーの視点に立って精査すると、問題が非常に多い規定だということになると思います。

まずそもそも欧州は一生懸命に努力して、国境を取り外して物の移動の自由化を図ってきたわけですから、生産者にしても自社の製品がどの市場にあるかということにはつかみにくいというのが現状です。

しかも、ほとんどの電気電子機器は家庭用と業務用とをそれほどハッキリとは分けていないので、実際に売ったものが一般消費者・家庭向けだったのか、業務用だったのかということを企業の視点から判別することは極めてむずかしいと思います。

さらに市場の飽和度となると、率直に言って委員会が何を念頭に置いているのか私にはまったくわかりません。これは、競合他社が特定の市場に販売しているすべての製品の量までレポートせよということなのでしょうか。特定の市場で、消費者にどれぐらいの製品が販売されたかということも含めて報告ができるということなのでしょうか。ある意味で、奇妙というか、非常にばかげた規定だと思えます。

### 3. 指令制定のメカニズム

この指令案の最後のポイントとしてお話ししたいのは、時間が経過するにつれて指令がどうやって改訂されていくのかというメカニズムです。

このWEEE指令も、他の指令と同様に、EUが普通とっている技術的なアダプテーションとかコメントロジー・プロセスとか呼ばれているプロセスを通じて改定することが可能です。このような手続きが指令のどの部分に適用され、それで改定が可能になるのかということに話を進める前に、この手続きがどのように運用されるのか説明します。

EU指令の多く、とりわけ環境関連の指令には委員会があとあとずっとモニターし、それに基づいて、例えば性能基準その他の物質関係の要件について改定を加えることができるようなメカニズムが入っています。

先ほど、EUにおける法制化のプロセスについて細かくお話しをしましたが、そこまで立ち戻っ

て複雑な手続きを経なくても、いまのメカニズムで委員会として細かい部分を修正、改訂することが可能なわけです。この手続きに従うと委員会がこの指令の改正案を準備し、それを加盟国に配付します。実際に先ほどのような非常に若いEU官僚が修正版を準備し、加盟国でその種の法律を担当している官僚に配ることになります。

このWEEE指令の場合、第1次案の起案を行った廃棄物管理ユニット担当官がそういう修正案を用意し、15加盟国の環境省の官僚に配付することになります。各国の官僚は、自分たちの間だけでも議論するし、さらに委員会との間でも年6回ぐらい開かれる会合で問題を協議します。

理事会にもそういう規定がありますが、これは特定多数決方式で決定されるので、多数の支持が得られれば、その改正案は通るということになります。通常はこのような形を経るわけです。

ただ通常はそうなのですが、非常に論争の余地の多い問題、例えば現在の欧州の環境問題については、遺伝子組み替えを行った有機物あるいは物質というものについて考えられているような場合には、閣僚理事会のレベルまで上がることがあります。しかし、閣僚レベルに上がろうと上がるまいと、大体は委員会の原案どおり通ることが多いようです。ただこのプロセスでの問題の一つは、委員会側でも加盟国側でも、この改正によって影響を受ける当事者、例えば企業に対してこの改正の内容を通知する必要もないし、ましてや協議する必要もないという点です。また、委員会にも加盟国の担当の官僚にも、自分たちが決めた決定したことの内容についての説明の義務がないという点が問題だと思います。

これに関係があつたり、これに影響を受けたりする人々、例えば企業は、この手続きに基づいて行われた決定に対して司法手続きを通じて提訴するとか、チャレンジするとかいうことができないことになっています。

こういう手続きは、多くの場合、当該の産業界と委員会の規制担当側との間に良好な関係が存在している場合には非常にうまく機能します。とこ

るが、このWEEE指令の場合がそうなのですが、担当しているEU官僚が問題に対してかなりイデオロギー的なアプローチをしているような場合や、産業界の意見にはほとんど耳を傾けないという傾向がある場合には、この部分が問題になります。

この指令自体に盛り込まれているのは、委員会はこのコメントロジのプロセスを通じて、指令のスコープについて、そして禁止されている物資に対する適用除外とか、当該の廃電気電子機器に対する選択された処理の方法とか、貯蔵、処理、リサイクルについての運転条件とか、そういったものの手続きを適用することが可能になるということです。

理論的には、例えば物質禁止の規定がビジネスの現状に合わせて改定される可能性がないことはありません。ただし、現在の委員会のスタッフが業界の懸念に対してはあまり耳を傾けようとはしていないことから考えて、私はそれほど楽観視できないと考えています。

さらに皆様方が独自の回収リサイクルのスキームをつくられたとしても、そういうスキームに適用されるような規制の要件を委員会が将来変更する可能性があります。

#### 4. 加盟国の規制動向

まったく同じ問題に関して、その他に国内の措置も様々あるし、国際的な措置も取られています。すでに国内レベルでは、例えば電気電子機器のテイクバック・スキームというのがオランダで発効しており、最初の報告義務は昨年9月に実現しているし、テイクバック義務は今年1月に発効しています。

オランダのスキームには、他の国内的な措置の場合と同じように、物質禁止、回収義務、報告義務がはいっていません。

ノルウェーには、同じような法律がすでに存在していますし、いま提案という段階になっているのがスウェーデンであり、限定的な内容ですがドイツで同様の提案が出ています。

現在すでに同様の法律が、ベルギーのフラマン語を話すフランダース地域で実施されています。将来は、おそらくそれと同じ内容がベルギー全体に適用されることになると思います。

デンマークにも法律があり、興味深いことに他のものと異なっています。デンマークはもともとテイクバック法案の第1ドラフトを出したのが3年か4、5年前でしたが、そのオリジナル・ドラフトは、現在のEUのWEEE指令案と似たようなものでした。しかし、デンマーク政府は、かなり時間をかけて、地域社会、関係者、メーカーとの協議を重ねたうえで、その法律の内容を抜本的に変更しました。このデンマークの場合は、メーカーに対して回収、リサイクルの義務を課すのではなく、地方自治体にその責任を課しています。デンマークの場合、民間企業がそういう回収システムを独自でつくることは認めているけれども、その認可の権限は地方自治体に持たせています。市町村は、この回収リサイクルのコストを負担するけれど、最終的には市町村税（住民税）という形で徴集しています。

最近採択されたばかりのこのデンマークの法律は、EUが出している指令案の対極にあり、極めて対照的な法律です。

国際的なレベルでも、とくにOECDにこの関連の動きがあります。ちなみにOECDで行っている作業は、日本政府が資金を負担していることを申し上げておきます。しかし、いまOECDの報告を書いている人は、その中身に独自の見解を持っています。OECDは、何をしようとしているのか。EPR（Extended Producer Responsibility）と呼んでいるものに関する提言を政府に出そうとしています。

いったいEPRとはどんな意味なのかということについては、あまりお考えにならないほうがいいと思います。彼らは何となくそういう言葉を使っているだけであり、消費財の回収リサイクルにかかるコストをメーカーが負担すべきだといった意味のことを主張しているだけのことです。

OECD事務局は、この4～5年間に、欧州の

いくつかの国でワークショップを開催し、政府に出す提言案を準備しています。その最後のワークショップが5月にパリで開催されることになっており、それをホストするのは日本政府です。OECDが準備している政府への提言は、エレクトロニクス製品を対象にしたものではないにしても、エレクトロニクス製品を含めたあらゆる消費財についての各加盟国政府への提言という形になります。

この政府への提言とは、いったいどういう位置づけになっていて、なぜ民間企業がそれに対して関心を持たなければならないのか、と言われるかもしれません。通常OECDが出す政府への提言は、OECD加盟国がそれを下敷きにして、いわゆるベスト・プラクティスをつくるということにつながります。

各国政府はこの推薦（recommendation）を、一種のレシビ・ブックみたいな形で利用するわけであり、自国の政策を決めるときには、これこれの困難があると書きつつも、自国の政策転換のなかで取り入れなければならない要素はこのOECDの推薦から引いてくるという形になります。OECDが出すこの推薦は、欧州域内ではそれほどインパクトを持つとは思いませんが、欧州以外の、例えば米国のような国では、政治的なインパクトを持つと思われるし、もっと重要なポイントは、OECD非加盟国でかなり政治的に重要なインパクトを持つと思われる点です。そういう意味で、将来、例えばこういう提案や法案などが、米国全体、州政府ごと、非OECD加盟国など、欧州以外の国々から出てくることになると思います。

## 5. テイクバック・スキーム実態的・現実的な問題

テイクバック・スキームが実現する場合の実態的・現実的な問題を取り上げてみたいと思います。

それぞれの会社にとっては、それが自分のところに適用されるのか、それとも、自社製品に適用されるのかということがまず問題だと思います。

WEEE指令案は、あらゆる電気電子機器製品がはいるけれども、例えばオランダの法令は、それがもう少し詳細になってきます。オランダの詳細な規定をよく読んでみると、特定の製品が本当にカバーされているのかどうかあまり明確ではありません。よくご覧いただいて、いちばん上の項目、ヘディングのところに「電気通信機器」と書いてあるとしても、それが具体的にどんなものをカバーするのかということを理解することがなかなか困難だと思います。

こういう製品別のカバレッジがどうなるかということは別として、次に皆様方個人や皆様方が働いておられる会社が対象になるかどうかという問題があります。

通常、こういった法律は製造業者あるいは輸入者に適用されます。ここでいう製造業者とは、当該の法域に存在している製造者を意味していることは極めて明らかです。例えばオランダの法律の場合、オランダで当該製品を製造している企業が「オランダの法域における製造者」という定義になるわけです。

ほとんどの製品がオランダでは製造されていない場合は、次に輸入者を見なければならぬわけです。残念ながら、輸入者もあまり明確な定義がされていません。

そこで、同様のケースで他の場合、例えば税法上とか、あるいはCEマーキング・ルール上、輸入者の定義がどうなっているのかということをご参考にするのがいい方法だと思います。

税法上もあまり参考にはなりません。特定の記録上、だれが輸入者であるかということについて、形式的に見るだけのことです。

CEマーキング・ルールの方がもっと有用かもしれません。この場合の輸入者の定義は、国境を越えた段階で当該製品の所有者あるいはその製品のコントロールをしている人ということになります。

したがって、製造者・メーカーの視点から、ということがどんな意味を持つのかと考えることが必要になるでしょう。日本の会社がある製品を

日本で製造し、それをオランダに輸出するとします。そして、その製品の所有権あるいはコントロール権を客先がアムステルダムで持つこととなります。ということは、製品がその客先の玄関に着くまでは、その所有権あるいはコントロール権を持っているので、その場合には輸入者という位置づけになるわけです。そうすると、その日本の会社が報告義務、回収・リサイクル義務を負うこととなります。

しかし契約の仕方を変えて、日本に品物がある段階でそれを客先に引き渡し、その品物が日本にあるうちから、その客先の側が所有権、コントロール権を行使して、輸送を自分でアレンジしオランダに持っていくという場合はどうなるでしょうか。このような場合、現在のルールでは、日本の会社は責任を持ちません。客先、相手側のほうが報告、回収及びリサイクルの義務を負うこととなります。

皆様方は、こういうルールが実際に適用されるまでの期間を利用して、いまやっておられる契約のあり方によって、だれが責任、義務を負うことになるのか、というあたりを整理しておかれることが重要かと思えます。

この日本とオランダとの取引の例は、仮説的な例であり、単純すぎるかもしれません。多くの日本企業は、欧州域内に生産施設をお持ちだと思います。その生産施設から、欧州の様々なところに輸送しておられると思います。そこで、特定の製品についての商業的な契約上の関係をどう決めておくかということによって、同じ製品が様々な種類で報告義務の対象になってしまう可能性もあると思います。

次は物質禁止について、実際的な問題を取り上げてみたいと思います。政府の視点に立てば、ある電気電子機器製品の部品をだれが製造したかということは、それほど関心の対象ではなくて、最終的に物質禁止が遵守されればよいということになります。その意味で、現在各会社で自社製品に使われている部品に含まれている物質を必ずしもすべては承知し得ないのだというお立場かもしれ

ませんが、EUの政府の視点に立てば、製造業者がそれをすべて承知していなければならないということになります。

こういったことについては敷居値も設けられていないし、試験方法も確立されていません。ということは企業側にとって、これらのルールを遵守するのは非常に複雑なことになるわけです。

共同回収スキームのあり方も非常に問題をはらんでいると思います。この指令案に基づく回収・リサイクル義務は、一見したところではあまり差別的ではありません。しかし、実態的には、この指令案に基づいて考えると、ほとんどのメーカーが共同回収スキームに参加をすることが前提になっていると思います。こういう共同回収スキームというのは、産業界とその地域におけるリサイクル業者との間でつくられる場合が多いと思います。

明らかにある日本の製造会社がフランスに非常に大きなマーケットシェアを持っていて、しかも、フランスにはこういう関連でインフラもたくさん持っているし、多数のスタッフも擁しているということならば、当然にそういう共同回収スキームに参加することになるでしょう。そのようにその設立の段階から関与していれば、例えば社員の一人が理事会のメンバーになることもあり得るし、回収スキームの価格設定にも影響力を行使することができるでしょう。そういう状況にあれば、おそらく当然に、その価格設定のあり方を自社に有利なようにしたいという誘惑にかられるでしょう。

他方、フランスに製造施設も持っていないし、インフラもスタッフもあまりたくさんないのだったら、フランスで共同回収スキームが設立されても、その設立のときにあまり関与できないと思います。回収サービスの価格形成についても、参画できないと思います。意図するかしないかは別として、カヤの外に置かれているそういった企業にとっては、物質とか製品のデザインとかいった点からいって、価格設定のあり方が不利になる可能性は十分あると思います。

その意味で、この世界は聖人君主ばかりではありませんから、このスキームが設定されるところ

にはこういう問題をはらんでいるということを認識しておくことが必要でしょう。

回収スキームで問題になるもう一つは、特定の製品について価格がどういう形で表現されるかという問題です。例えばいくつかのバッテリーの回収スキームにおいても、電気電子機器における回収スキームについても、新しい製品に関して、こういう共同回収スキームがある場合には、その回収コストが表示されることになっています。

企業の視点に立てば、その回収、再生のコストがどれぐらいかということについて、透明性を確保するために、こういう共同回収スキームに参加することが必要だということになるでしょう。しかしながら、加盟国においても、委員会においても、競争法を担当する当局の人にとってみれば、それは一見良性の行動でありながら、競争法上の問題になる疑問のある行為だということになります。つまり、そのような行動は、価格協定に他ならず、競争法違反だということになるわけです。独禁法違反の制裁措置には、単なる行政措置にとどまらず、刑事的な罰則もあります。オランダの独禁当局も、ごく最近オランダのそういう共同引取スキームの一つに独禁法を適用しました。

もし御社のスタッフが、欧州でこういう共同回収スキームの設立に参加するといったことがあれば、社内の独禁法担当者、弁護士などとあらかじめ相談しておかれることをお勧めします。

先ほどすでに、回収や再生の義務から配給上の問題が発生する可能性があることはいいましたが、欧州で仕事をしている私の経験によると、欧州や米国に親会社を持つ企業の場合、欧州におけるこういった指令が会計上あるいは経理上起り得る問題については、まだあまり検討していないようです。

私は欧州や日本の証券法や会計原則などはよく知りませんが、少なくとも米国の証券取引法によると、この種の義務は contingent liability (臨時的な負債) の一種として、帳簿に記載しておかなければならないことになっています。しかも、そのような債務の可能性が定量化可能であればこ

の場合にはおそらく可能だと思われます。それに対して引当をしておかなければならないことになります。しかも、こういった回収やリサイクルの義務にかかるコストを想定すると、そのための引当金額はかなり膨大になると想像できます。

最後に現実的な問題として取り上げたいのは、こういうルールがこの先 10 年間にわたって、欧州でどう執行されるかという点です。まず、これに整合させるための国内法の整備という観点からは、加盟国ごとにかなりのバラツキ、多様性があると思います。こういった指令によって、究極的には基本的な原則は確立されるけれども、これが現実に各国の国内法で運用される形になっていくのだから、加盟 15 各国の法律を精査することが必要になると思います。

しかも、必ずしもすべての加盟国で一本化された法律が実施されるわけではなく、例えばベルギーのような小国でも、環境について権限を持っている当局は地方自治体なので、ベルギーには3つの異なる法律が存在することになります。したがって、単に法律の文言が異なるだけでなく、それぞれの加盟国、それぞれの法域において、解釈的なアプローチが異なると考えておかなければなりません。

もちろん究極的には、経験が例えば10年、15年などと積まれると、一定の一貫性が生まれてくるので、対応するのはそれほど困難でないかもしれませんが、最初の5~7年は対応がなかなかやっかいだと思います。

また、実際の執行も加盟国ごとにバラついてくると思います。英国のような加盟国の場合には、執行をかなり強力にやるという伝統があります。それに対して、一般的にラテンアメリカ諸国は柔軟であるという言い方ができるでしょう。ゲルマン系の諸国は両者の中間です。ただし、実態としてはすべての規定が同じような形で執行されるわけでは決してありません。いちばん強力に運用されるのは、まず報告義務だと思います。報告義務が、このスキームが一般的に遵守されているかどうかについての情報を得るもっとも重要な手段だ

からです。しかも、政府側としては、報告義務が執行と運用がいちばん容易だということです。もっとも、企業の視点に立てば、最も遵守しやすい簡単な義務だとは言いませんが...

すでに欧州のパッケージング指令に対して対応しなければならぬ立場にある企業の方々は、このような具体的な細かいところがけっこう大変なことは、すでにご承知だと思います。

回収、リサイクルの義務のほうで、政府側で執行を確保することが困難だと思います。特定の個別の製品が、特定の敷居値までキチッと回収、再生されていることを担保するのは、なかなか困難だと思います。

この点では、国ごとの多様性がかなり大きいでしょう。例えばパッケージング指令に関連しては、英国の場合には非常に詳細なフォーミュラをつくっており、それぞれの個別の包装品がどのようにリサイクルされているのかチェックしているけれども、他の国では相当曖昧なやり方をしています。

また、製品規制に関する分野も、運用が極めて困難だと思います。まず、禁止物質についての敷居値が定まっていないので、そういう禁止物質を微量しか使っていない生産者に対して、実際にこれが本当に遵守されているかどうかチェックすることは困難です。

また、リサイクル・コンテンツ要件に関して、例えばリサイクル・プラスチックが本当に5%ぐらいはいつているかどうかを確認をすることはむずかしいと思います。おそらく将来、これに類似した規制がCEマーキング・ルールに入ることになるのではないのでしょうか。そうするとCEマーキング・ルールの運用という形でフォローすることになると思います。

どういう制裁が適用されるのでしょうか。理論的に言えば、これらの規定に基づいて適用され得る制裁のタイプは、行政法、刑事法だと思います。行政罰は、普通の場合には、当該の製品の輸入禁止命令とか、行動パターンの変更の命令とかが考えられ、場合によっては罰金という形もあり得るでしょう。刑事罰のほうは、罰金刑、禁固刑があ

ります。

行政罰の場合、企業が対象となることが多いけれど、刑事罰の場合は、いくつかの欧州の国、とくにドイツやベルギーでは個人だけが対象になります。通常の場合、これは経営上の決定権を持ち得る経営トップだということになります。

委員会の運用ぶりを考えてみると、意図的な違反行為があったと判断されない限り、通常の場合には行政罰で対応すると思います。ルールの由々しき違反があるケースにのみ刑事罰が適用されることになると思います。

罰金の量刑額は、最近の欧州の傾向を見ると、そういった違反によって得べかりし経済的な利益にはほぼ比例するような額を決める傾向があります。オランダの例をあげると、政府の量刑判断は経済犯罪法に基づいて決まります。当該企業がこの経済犯罪法違反によって得べかりし利益の額をベースにして算出される額に、刑罰を意味する額が上載せられるので、両者を合わせると、当然ながら、非常に天文学的な数字になるわけです。

ただ、欧州でビジネスする企業にとって最も重要な制裁は、こういった行政措置や刑事罰等ではなくて、むしろ「環境法や環境上のルールに従わない会社」という悪い評判が立つことではないでしょうか。

(以上講義録)

Q & A  
環境セミナーにおける質疑応答録

<大阪会場>

Q：私共は液晶を製造しておりますが、封止されている液体を除去してから処理しなければならないのでしょうか。

A：現在の指令案では液晶は対象になっていますが、その液晶が問題を起すという正確な理由付けがあって、かつその理由を理解してこの規定に盛り込んだわけではないと思います。おそらく現在、液晶がこの規定の中に入っている理由というのは、起草者が私のように弁護士で法律しかわからなく、化学、技術のことが理解できていないためそのようなになっているのではないかと想像しております。おそらく御社にとってこれは問題だと思えますし、他の企業にとってもそうだと思いますので、EU委員会に対してロビングを行い、この規定が改正されるように努められた方がよろしいかと思います。

Q：EU指令が施行される前に、欧州の多くの国々がリサイクル法を施行すると思えます。欧州のリサイクル法が施行された段階で、他の国で既に施行されている法律は修正しなければいけないはずですが、それはどのくらいの期間をおかれるものなのでしょうか。

A：EUの指令の場合には、法律的には、約2年間をフェイズインの期間として認められておりますが、実態は必ずしもそうになっておりません。通常指令が採択をされると、この場合には2002年ということ想定しておりますが、2年間のフェイズインということは、2004年になれば

本来きちんと各加盟国の法律も整合化されるということになるのですが、実態的にはその後数年くらいかかると思います。

パッケージングでも同じようなことが起こっており、1ヶ国か2ヶ国はまだ1994年の指令を完全に実施していないという状況ですから、移行期間というのはかなり長いと考えなければいけないと思います。つまりその間、様々なタイプのレジームが共存するということで皆様方にとっては非常に困難な時期になると思います。実際に法律として、きちんと改正されたということになったとしても、例えばこの指令の場合、決定的に重要部分である資金分担についてかなり曖昧になっておりますので、それを解釈するのは各国ということであり、実態的に加盟国ごとにバラバラになり得る可能性はあると思います。

Q：製品に使用されている部材に関して様々な材料が規制されておりますが、規制前に出荷した製品に対するサービス部材を供給する際、規制に適合するように再設計をするということになると非常に大きな手間がかかります。使用禁止になった後でも、使用禁止物質を使ったサービス部材を提供できるのでしょうか。つまり部品の中でブラックボックス的にパーツとして購入しているものもあり、その中に使用されている物質まで保証できないものもあります。そういった物質に対してメーカーに責任を取れといわれても、そこまではなかなか難しいところがあります。

A：私はそういう困難性があるということは承知しておりますし、同情もいたしますが、この指令を起案している人は、こういったことを全く理解しておらず、いずれにせよ禁止されている物質が入っていれば責任を持たなければならない。そういうことになります。

Q：自動車の end of life 指令、指針の中でも同じように物質の禁止があり、自動車の指令は近々採択されるのではないかとということが言われております。この使用済み自動車指令が採択された場合、その指令に盛り込まれている電気電子部品に対しての物質禁止についてはどのような影響を与えるのでしょうか。

A：自動車指令につきましては、そういう物質禁止条項というのが入っております。この指令に対してむしろ電気電子機器メーカーの方が自動車メーカーより当該の規定については積極的に協力的に批判を展開しております。政治的な問題としては、自動車指令が採択をされるということになりますと、それが一つの前例となって価値を持ち得るということはその通りだと思います。

しかし、自動車関連の指令について問題提起が実際にされようがされまいが、この規定については貿易法上の懸念が存在するわけであり、それはこの電気電子機器に対しても適用されるわけであり、少し、皮肉な物事の展開なのかもしれませんが、まさにそういう懸念があるが故に、また電子機械業界がこの問題を積極的に提起して批判を展開しているが故に、その影響を受けて一部の自動車メーカーも自動車指令について、全く同じような問題を提起し始めております。勿論、実際にその案文の書かれ方に、自動車指令と電気電子機器指令とで若干違いがあるので、多少の相違は出てき得るかもしれませんが、原則として同じような書き方で同じような議論が成り立つと思います。自動車指令については、その審議がかなり進んだ段階にはありますが、依然としてまだこれに対して、今行われ始めているような批判や議論が影響を与える可能性は残っていると私はみております。WTOのTBT協定の下において、外国政府つまり日本とかアメリカ政府は、欧州委員会に対してこの自動車指令、あるいは電気電子機器指令における物質制限禁止条項の正当性について問題提起をすることができる、という形になっています。もし日本やアメリカの政府がそういった問

題提起をするということになれば、この自動車指令案について非常に大きな政治的インパクトを与えることになると思います。

Q：法律起案者との間の話で第3次案では、おそらく回収義務、ローカルコレクションの義務は外れそうだとのことですが、我々は基本的に製造業社の回収責任が回避されそうだと見ています。そういう理解でよいのでしょうか、それともローカルコレクションではなく、共同システム、セントラルコレクションで行わなければいけないということでしょうか。

A：推量で確信がもてないですが、おそらくローカルコレクションということについて、それぞれの地方地方における回収地点における作業に対して資金を出すという義務をメーカーは負わなくてもよいし、ローカルの回収点からどこか中央にある中心的な回収地点までの輸送の費用も負担しないで済むのではないかと思います。ただし、どこか一ヶ所に集中されているその中心的な回収地点からメーカーは当該の製品を取り出して再生したり、あるいは処理、処分（トリートメント）するというようなことについては、依然として義務を負うことになるのではないかとみています。そのセントラルコレクションポイントから自社製品を取り出し、それを再生処理するということが、ローカルコレクションで回収するよりはコストが安いのではないかとみております。

Q：環境規制というものは、非常に政治的に正面きって反対し辛いところがありますが、指令第2次案の削減物質に関しロビー活動やUS TR等の活動があるため、場合によれば撤廃される可能性があるという個人的見解で伺ったのですが、先程申し上げた反対し難い中ではどういった論点で、経済的条件は認めないという環境問題の中ではどういった視点で、なくなる

可能性があるというように話が進んでいるのでしょうか。

A：まず最初に、国際的な貿易関連の法律がどのように機能しているかということをお話してその後で直接、ご質問にお答えしたいと思います。国際通商法というのは存在していますが、WTOの紛争解決メカニズムに案件を持ちこむとができるのは政府ということになっております。つまり国ということです。しかも、例えば通商法違反にあたるようなものが、全て対象として問題とされるのではなく、実際にはほとんどがそうされていないというのが現状です。例えば、日本の米のケースがそうだと思いますが、他に政治的な動機があって、もしかしたらある国も日本の米措置がWTO違反であると思っただとしてもWTO法上の救済措置を求めないという実態は有り得ると思います。

2番目に通商法のあり方を考える時に、環境上の措置あるいは政策については、言及もしていないし、追求もしていないということです。つまり、環境に係わる政策については科学的な根拠があればそれを行ってもかまわないということになっていきます。電気電子機器指令についても自動車指令についても、当該の委員会の廃棄物担当部局は起案をする前に科学的な分析を行っていません。2人の人の完全な個人的見解に基づいて起案がされているわけです。

それで通商法に基づいて、米国政府が委員会に対して主張しているのは、この案がTBT協定及びGATT協定違反ではないかということです。つまり、充分正当化できるような措置ではないということと、それから環境目的を達成する上で最も貿易制限的な効果が少ない方法であるということも正当化できないのではないかと、という言い方です。

3つの可能性があると考えております。まず第1番目は、EU委員会がただ単純に物質制限という条項を排除するという事です。第2番目は、全ての紛争案件というのがジュネーブのWTOに提

起されるわけではないので、アメリカとEU委員会が政治的な合意で決着するかもしれないと言うことです。3番目は、EU委員会がもう1度スタディをやり直してこの部分の規定については修正を加えるということです。

もしこの物質制限の問題が御社にとって重要な問題だということであれば、私がお勧めしたいのは、政府、例えば日本の場合でしたら通産省かもしれませんが、そこに接触をされてご懸念の趣旨を説明されることだと思えます。というのは日本政府もまた、USTRと同じような立場にあるわけで、この規定についてはWTO協定上の問題提起が出来る立場にあるからです。日本機械輸出組合もJBCE、ブラッセルの活動もそういうことに対してフォローしていらっしゃると思いますので、同じ懸念をお持ちではないかと思えます。

Q：我々は最終アッセンブリーメーカー、つまり家電であるとかOA機器のメーカーにコンポーネントを供給する側ですが、この指令が適用されると規制物質が使用できなくなると思えます。その他に想定される影響、例えば経済的な部分でこのような影響がでる等があればご教示願います。

A：私の見方からすれば、むしろアッセンブラーより御社のような部品のサプライヤーの方がより大きな影響を受けることになるのではないかと思います。まず第一点としてアッセンブラーの方が政治的展開あるいは状況をフォローできる立場にあるということ。

第2番目に、アッセンブラーの場合には、例えば製品のスペックがこれだからこれに合うようなものを供給して欲しいとの要望に対し、どのようなものであれスペックにさえ合っていればいいということで、中味については非常に無関心だと思います。したがって、サプライヤーの方がむしろこういう規制があった場合には規制を遵守しなければならないという義務が強くなると思

ます。基本的に、アッセンブラーの方からサプライヤーに求められるものを見てみますと第1番目に規制物質がきちんと対応されているかどうか、2番目にはマーキングがきちんと対応されているかどうか、3番目にはラベリングということです。そしてこれらを通じ、モノによって90%、70%のリサイクルの目標値がありますが、それが達成できるように提供する、つまり供給する部品がリサイクル可能なものになっているかどうかということ、さらにプラスチックについては5%リサイクルプラスチックを使用しなければならない義務がありますので、それを満たすような部品になっているかどうか、こういうことが求められていくだろうと思います。

もしヨーロッパに客先があってその客先に部品を供給しているなら、ヨーロッパの当該の国内法において輸入者という位置付けになるという可能性があるわけです。もし輸入者と位置付けられたら報告義務が課せられますし、一部テイクバック義務、つまり引き取り義務が生じます。

**Q：デンマークの例では地方自治体が回収を行い、お金も支払うことになっていますが、逆に同じような地方でスウェーデンやノルウェーは、製造業者に回収、負担させるようになっています。このように隣接した地域で法律が違って来た場合に(対応の仕方が変わってきた場合に)、おそらくリサイクル費用の安いところや、製造業者の負担がより弱いところに、モノが流れて行くという可能性があると思います。こういった状況に対する法律での規制は現存しているのでしょうか。**

**A：法律上の問題にはならないと思いますが、政治的な問題は起こると思います。こういうルールというのは基本的に製品の販売に対して適用されてくるわけですから、メーカーとしてはアフターサービスという形での義務が生じます。よってメーカー側に場所を選ぶということができない**

と思います。例えば質問の中で具体的に考えている状況としては、顧客と企業との間で商業的な取決めを結んでおいて、その販売行為がデンマークで起こるようにする、それでルールの適用を免れ楽な方で行う。あるいはメールオーダー会社をデンマークに作って販売が成立するようにする、という状況が想定されているのだと思います。

**Q：リサイクル率として90%、70%があるわけですが、リサイクルが仮に行えたとしても、リサイクルに適切な処理がなされなかった場合や、あるいはリサイクルができていないのかをどのような形でチェックするかは難しいことではないかと思います。そういった補足をするような法律が、また作られるということになるのでしょうか。**

**A：まず第1に、企業の側でもそれを実現するのは実態的に困難であるということ、第2番目に政府としてもそれを補足といいますかエンフォースするということは難しいと思います。回収された物質の何%かというのを目標値としているわけですから、政府としてはどれだけ回収されたかということフォローするということになります。回収業者とか処理業者が報告をして、それに基づいて90%のリサイクルの目標が達成されているかどうかということ計算することになるかと思います。**

産業界として共同の回収スキームを作ることになって行った場合、特定の企業が実際に基準値を満たしているかどうか政府としてチェックするのは難しくなると思います。例えば、業界全体としての共同スキームで90%とか70%が達成された場合、どこの企業が問題かということ識別するのは非常に難しいと思います。どの様になるか申し上げますと、一応指令が導入され数年たって経験がある程度蓄積をされてから、加盟国の一部が施行細則的なものを作るといった形になると思います。ただ特種な例は英国で、英国の法体系

によりますと最初からかなり詳細な施行細則、あるいはルールというものが作られると思います。そしてその下敷き、モデルになるのがパッケージング・ルールだと思います。英国の政府はおそらく各メーカーがどれくらいリサイクルしなければならないかというのを決めて、産業界全体として90%あるいは70%を達成しているかどうかという逆算をすることになるのではないかと見ています。

.....

< 東京会場 >

Q：消費者の反応や消費者団体の動きを知りたいのですが、このリサイクル法が施行になると、メーカーや自治体にとってはリサイクル・コストがかかり、結果的に消費者が製品価格あるいは税金としての負担を強いられます。そういった部分を消費者が自覚して、もう少し経済性のある法案に変えていくべきではないかと思えます。

A：欧州では消費者団体の行動は必ずしも消費者の利益につながるような形では行われていません。消費者グループの行動を見ると、一部の人のイデオロギーに動かされている例があり、場合によっては、消費者の利益にかなうこともあります、常にそうだとは限りません。

仮にこういう提案が米国で出ていれば、消費者団体は当然に、いまのご質問で言われた行動をしているはず。ところが、欧州では状況が若干違っています。まず、これが実施されれば消費者にとって非常に大きなコスト負担を伴うということにもかわらず、そもそも消費者団体はまだあまり関心を示していません。

消費者が示している関心は、特に最もコストが高いと思われるローカル・コレクションの部分をサポートするという動きに現われています。ですから消費者団体の動きを見ていると、そのメンバーであ

る個人個人の消費者の利益を本当に擁護しようとはしていないという気がします。

環境団体も、今のところはこの指令案に対して十分には注意を払っていません。

この指令案は現時点まででは、各国の特に環境関連の官僚、いくつかの加盟国政府、委員会の二人の官僚が中心になって行っています。しかし最近、委員会の官僚の促しによって、この指令案そのものに関心を持つ新しい環境団体が結成されました。この団体は「消費者のため、環境のため」ということで「この指令案は非常にいい指令案であり、これに対する産業界の議論は無視すべきだ」と主張しています。

Q：機器についての説明の部分で、特に禁止物質について、包装材は製品の一部に含まれるのでしょうか。

A：包装材には禁止物質は適用されません。包装材は包装材関連指令で取り扱われ、独自の禁止物質という規定が記載されています。

Q：禁止物質に鉛が含まれていますが、電気電子機器の場合鉛はハンダに使用されています。2004年までにハンダの代替品が開発できるという見通しが欧州ではあるのでしょうか。もしそれが開発されたとしても、それが欧州で専有されれば、非常に大きな非関税商品になるわけで、その辺はどのように考えられているのでしょうか。

A：鉛はほとんどの場合、確かにハンダ用だと思えます。私はエンジニアではないので伝聞証拠だけなのですが、電気電子機器には他にも鉛がずいぶん利用されていると承知しています。

例えばハンダに使用される鉛の場合には、かなりコストの高い代替案がすでにあり得るとは思いますが、それと同じ材料が他の用途には使えないと

思います。

また、そういうことが大きな関税障壁になり得ることについては、そのとおりだと考えます。これはむしろ差別というよりは、GATTにおける数量規制違反ということになると思います。つまり、この指令案が、正当な環境目的を達成する上で、最も貿易歪曲的、貿易制限的な効果が低い方法だとは判断されない可能性があると思います。

もう一つの可能性としては、WTO協定の一つであるTBT協定違反になり得るということがあります。このTBT協定違反に問われる根拠は、環境目的を達成する政策としては、最も貿易制限的な方法ではないという点と比例をしていない点の両方の面があると思います。

電気電子機器でこういう物質の禁止をするにあたって、委員会がリスクの評価、分析をしていないというところから、このプロポーショナルティーの原則の違反だという議論が成り立つと思います。このような物質の禁止の部分は、これらが電子機器に使われた場合、鉛その他については環境及び人の健康を害するという事で、二人のEU官僚の意見、とくに個人的な意見に基づいて定められているわけであり、これを正当化されるような科学的な根拠がない状況です。

すでに通商担当のDG1の総局に対して、JBCE、AEAがいま申し上げた議論を展開しており、DG1はそれに対して前向きな対応をしているようです。USTRも委員会に対してこの問題を指摘しています。

**Q：弊社は、機器ではなく部品、あるいはサブアセンブリーのようなものを欧州域内に輸出しています。そういう業者の立場のときは、こういう指令の義務については、どういう形で関わってくるのでしょうか。**

**A：**コンポーネントや材料のメーカーにとっても、この指令はいくつかの意味合いを持っています。いちばん明らかな影響は、物質禁止の部分、そし

てリサイクル・コンテンツ・リクワイヤメントの部分です。たとえ製品という形では欧州に輸出していなくても、そのなかのコンポーネントなどをつくっているだけであっても、そのなかで先ほどの物質禁止、リサイクル・コンテンツの要件を満たさなければならないという義務が発生します。それと同時に、欧州の市場でだれが製造者で、だれが輸入者かという問題にも引っかかってくる可能性があります。

例えばコンポーネントをオランダで製造しているメーカーに輸出をしているという場合、今度は輸入者という定義になって、回収及びリサイクルの義務がかかってきます。

このオランダの例では、今は実際の法律の文書を持ってきていませんが、義務が書いてあるアネックスの部分をとくによくお読みなることをお勧めします。あるタイプのコンポーネントについては、テイクバックの義務は生じないけれども、報告義務だけは生じるという場合があるとか、部品の種類によっては、報告義務に加えて、テイクバック義務、つまり回収、リサイクルの両方の義務が発生するということがあります。

ただ御社の場合には、こういう行政的に起こりうる問題は、商業的な取引、契約関係を変えることによって回避できる可能性があるのではないのでしょうか。

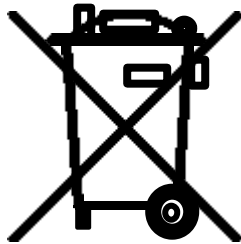
申しあげておきたいもう1点は、メーカー側はリサイクルの可能性の非常に高い目標値を達成しなければならないので、そういうメーカー側からコンポーネント・サプライヤーに対して、リサイクルのモノの比率を高めるという圧力がかかる可能性はずいぶんあると思います。

CEマーキング・ルールに関連してもそういうことが展開し得るので、御社のような場合には、ぜひCEマーキング・ルールをフォローされることが重要だと思います。

**Q：**プラスチックにPPとかPSなどと表示していますが、分別回収マークは三角のマークの

ことでしょうか。また、電子機器に鉛やカドミがはいったらいけないことになっています。鉛は一般的に電子機器のP版圧紙などに装填されますが、電子機器の中で例えばネジなどに黄銅などを使った場合には、若干鉛がはいっています。このような場合、敷居値(threshold)や試験基準がないのでゼロを求められますが、現実的には少し無理な話だと思います。こういった場合でもゼロに持っていかなければならないということなのでしょうか。

A：矢印のマークではなく、ゴミ箱に×印がついたマークです。新しい包装材のマークには矢印が回っているのがありますが、この場合はそうではなくて、ゴミ箱に×印のほうです。ただ、その矢印のほうは、電気電子機器にはまだ適用されていません。



ただ、いまの鉛のご懸念については、おっしゃるとおりで、賛成だと申し上げたいと思います。私はエンジニアではありませんが、例えばセラミックのようなものなど、他の部分にわずいぶん鉛が使用されているという話は聞いています。自動車の場合、自動車の車体コーティング(被覆)の材料には鉛が多く使用されているため、自動車の車体自体が対象になるという話を聞いたことがあります。確かにこういう観点からは実態的に不可能だし、人や環境に本当に悪い影響があるということが実証されていないにも関わらず、そのような指令案から指令ができてしまうということだと思います。

Q：鉛の件ですが、製鋼メーカーさんが作為的に入れるケースと、自然界に存在していて、自然に入っているケースと、二通りあると思います。自然界にあったものがいつのまにかはいつているようなケースは、ちょっと避けられないと思います。

A：そのとおりです。

Q：プラスチックリサイクルの報告の方法といった観点から、お伺いしたいと思います。例えば5%回収する報告の対象になるものが、製品の名前として出されていますが、製品は様々な部品から構成されています。こういう報告義務は、具体的にはどんな形ですべきなのでしょうか。

A：細則については、国別のレギュレーションという形で出てくるはずですが、もう一つ問題なのは、国別に出てくるレギュレーションが、指令の文言に必ずしも整合していないことがあり得ることなのです。したがって、いま言われたようなことは、多様性がかなり出てきて、バラバラになってくる可能性があると思います。

Q：回収とリサイクルの義務に関してですが、例えばOEM供給している製品に対して、その供給を受けた先の企業が自社ブランドで販売する場合は、OEM先の企業がプロデューサーに当たっていて、法律上の回収義務を実際に負うという理解でよろしいでしょうか。実際は、契約上の問題もあると思いますが。

もう一つバッテリーに関して、アネックス2の消耗品にもアネックス3の除外にもバッテリーが出てきません。初めのところで話されたドラフトのバッテリー指令のところ、カドミ5ppmの敷居値(threshold)のことも話されましたが、バッテリーに関しては、この指令では

なくて、現地の指令に従えばいいという考えでよろしいでしょうか。

A：最初の、どちらが義務を負うかというご質問ですが、そのような場合にはこの指令に基づくと、非常に形式的なアプローチをとっています。輸入者ということになると、法律の視点からすれば、その人が同時にプロデューサーだということになります。その間の加工度、プロセッシングの度合いがどうであろうと、その企業が義務を負うことになります。

例えばある国で製造している場合、いま言われた例もそうだと思いますし、他の例もそうなのだと思いますが、その製造者のラベルが商品の上のっている場合、つまりOEM供給を受けている側だという場合には、自社でつくっているものがあまりないということはあると思います。OEM供給を受けているその会社が、自社のラベルを付けて市場に出すとなると、その会社のほうが義務を負うことになります。

2番目のご質問は、そのとおりです。バッテリーは、この指令ではなくて、バッテリー指令に基づいて規制されることになります。

ただ、皆様方に注意を喚起しておきたい点があります。加盟国が実際に指令を運用する段階になると、当初の姿とはまったく異なる可能性があります。加盟国のレベルで実施される段階では、この指令の中にバッテリーも含まれる可能性は十分あります。

Q：廃自動車指令について説明されたときに、鉛の規制に対してはハンダは適用除外だと言われたと思います。WEEEに関してはハンダは規制対象であり、自動車に使用する鉛ガラスの様なものは適用除外であると説明があったのですが、最終的に廃棄を考えれば、自動車も電子機器も同じように思います。同じ鉛であっても、なぜこのように規制内容が違うのでしょうか。起草した官僚の考え方の違いでしょうか、

それとも技術的な理由があるのでしょうか。

A：とくに事業を取り巻く現実の両者の環境が違うということではありません。最も違う点は、廃自動車指令案を起草した人のほうはのちに別の部局に移ったのに対して、別の人がWEEE指令案を起草したということです。

自動車メーカーは、ハンダとして使用される鉛は大きな問題を起こすから、除外されるべきだということ声を高く主張したということだと思います。今行っているスタッフは、今まで決定したことを自分の権限で変えて、適用除外を外したいと思っているだろうと思います。ただ廃自動車指令案のほうは、審議のプロセスがかなり先に進んでいるため、たとえその様に思ったとしても、鉛の適用除外を外すことはできないと思います。

WEEE指令案に記載されている物質禁止の条項は、国際的な通商法違反であると私は考えているし、文言の書き方は若干違うものの、廃自動車指令における物質規制も整合性を欠いていて、国際通商法違反だと思います。

ただ、現在記載されている条項を指令から外すためには、欧州域外のメーカー企業の方々が、自国の政府に強く主張し、政府が政府間ベースでEU委員会に持ち出して、抗議することが必要になるうかと思っています。

Q：バッテリーには、われわれがシェーバーに使用するようなバッテリーもあれば、自動車やパソコンの待機用に使用しているバッテリーなど様々だと思います。指令案でいうバッテリーは、自動車用のバッテリーというイメージでよろしいのでしょうか。

A：記憶している限りで申し上げますと、すべてのバッテリーが対象となっています。バッテリーの用途ごとに異なったりリサイクル目標値が設定されているという構成だと思います。

どの用途のバッテリーがどれぐらいの目標値にな

っているのかということ、記憶で申し上げることはできません。指令案を読んでいただくと、わかりやすくなっていると思います。

**Q：今回のWEEE指令案のなかでは、回収やリカバリーの義務のあるメーカーが不幸にして倒産しているという時の、リカバリーの責任はだれが取ることになっていますか。**

A：この問題は様々な企業から提起されています。成功せず、倒産している企業、あるいはまったくルール違反を気にしないような企業のコストも含めて、すべてを成功している会社が負担しなければならないという形です。

実態的に起こることを考えてみると、国によって、あるいは製品によって、一つの共同回収スキームがある場合も、いくつかの共同回収スキームがある場合もあると思いますが、参加している企業が製品に関するコストのすべてを負担しなければならないわけです。倒産してしまった会社が以前に販売した製品やルールをまったく無視し、違反している会社が販売した製品の回収コストも含めて、すべて負担しなければなりません。

しかも、すべての製品が当該の法域に残っているわけではありません。電池でもそうですが、消費者がそれをどこで使い、どこに戻すかということによって、場所が変わってきます。

最近ではEC（Electronic Commerce）が非常に盛んになってきて、将来もっと伸びていくと思います。当然の結果、インターネットを通じて、コンピューターを含めた電子機器を消費者が買うことが当然起こってきます。仮に私がブラッセルにいて、インターネットを通じてコンピューターを買ったら、それがUPSで配送されることになると、このような指令、ルールに基づく様々な手続きを経なくても、あるいはそのための支払いをまったくしなくても、製品を手にするようになります。

例えば御社がその共同スキームに参加していると

すれば、私がそれと関係なくカヤの外で買ったものに対して、（御社は）その回収コストを払わなければならないということになるわけです。

（終）



## 欧州における使用済み電池規制の概要

本レポートでは、第 節でEU加盟 15 ヶ国とノルウェー、スイスにおける使用済み電池の処理に関する法的状況を、次いで第 節は、1991年に採択され2度修正された指令の主な条項について概説する。第 節では、現在欧州委員会が考慮中で成立すれば、前記 1991年修正指令を廃止することになる新しい指令案に関し、示唆される条項を分析する。最後の第 節で各加盟国とノルウェー、スイスの状況を説明する。

### 現行のEU法規

使用済み電池と蓄電池<sup>1</sup>の廃棄物に対応する欧州法規は、同指令<sup>2</sup>と技術的進歩<sup>3</sup>を考慮してその指令を更新した2つの修正指令がある。

#### - 1. 1991年指令

この指令の目的は、危険物質を含む使用済み電池の再生と管理された処分に関する規則を定める。加盟国は決められた目標を如何にして達成するかについて幅広い選択を与えられており、例えば、デポジット・システムを作り上げる可能性を認めている<sup>4</sup>。生産者責任の原則はとられておらず、加盟国が自らの法律にそれを適用するのは自由である。

対象製品は以下のとおり（附属書）：

- 1992年9月18日以降上市され、
- 1) 電池1本あたり25mgを超える水銀を含む、アルカリ・マンガン電池以外のもの
- 2) 重さで0.025%を超えるカドミウムを含むもの
- 3) 重さで0.4%を超える鉛を含むもの
- 1992年9月18日以降上市され、重さで0.025%を超える水銀を含むアルカリ・マンガン電池

<この条項は1998年修正>

1993年1月1日からは、極端な条件（例；気温0以下、50以上、あるいは衝撃への露呈）で長期間使用され、重さで0.05%を超える水銀を含むアルカリ・マンガン電池の販売は禁止（アルカリ・マンガンのボタン・セルやボタン・セルからなる電池は除外）。

加盟国は、対象範囲の電池を別に回収するようになければならない。加盟国はリサイクルを促進するために財務上のインセンティブのような経済手法を使うことができる。更に、電池の重金属の含有を減らすプログラムを設立しなければならず、危険な汚染物質の含有の少ない電池の販売を推進することが求められており、そのための研究を支援すべきとしている。<sup>5</sup>

また、1994年1月1日付で電池は簡単に取り外しできない限り電気器具に装着しないことを国家施行令により求めなければならないが、いくつかの例外もある<sup>6</sup>。使用済み電池の無管理状態での処分の危険についての電池上の表示と、電気器具に常時組み込まれている電池をどう取り除くかについての情報が、消費者に対して与えられなければならない。加盟国は、電池と電池が組み込まれた電気器具に適切にマーキングしなければならない。マーキングには、電池が分別回収をしなければならないことと重金属の含有を盛り込まなければならない。

新指令に対する提案

この指令は、公布後18ヶ月以内に、即ち1992年9月までに加盟国は国内法制化しなければならないものだったが、多くの加盟国はその作業が大幅に遅れ、また指令の条項に充分沿わない内容で施行したケースも多かったため、欧州委員会は遅れている加盟国に対して違反の訴訟措置をとった。欧州裁判所はいくつかの判例で欧州委員会の申し立てを支持した。(国別状況を参照)

- 2 . 1993 年修正指令

1991年電池指令を修正する1993年指令は、1994年1月1日以降に製造されたか、EU域内に輸入された電池のマーキングに関して規定している。メーカーあるいは輸入業者は、バツ印の車輪のついた廃棄容器からなる2つの類似のシンボルのどちらかを選ぶことができる。このマーキングには、電池の重金属の含有(Hg-水銀、Cd-カドミウム、Pb-鉛)を示す化学記号を併記しなければならない。また電池上のシンボルの位置とその大きさを定めた詳細な規定がある。



- 3 . 1998 年修正指令

この指令では、実質的に水銀を含むすべての電池を禁止した：  
電気器具に組み込まれた電池も含くみ、重さで0.0005%を超える水銀を含む電池は市場への販売が禁止する。しかし重さで2%以下の水銀含有のボタン・セル、またはボタン・セルからなる電池は適用除外。加盟国は2000年1月1日までにこの条項を遵守しなければならない。しかし、欧州電池業界は既に当該電池の生産を注視している。

- 1.で述べた通り欧州委員会は1991年の電池指令を加盟国が遵守しているとは考えておらず、加えて目標達成には1991年指令による方策は不十分であると受け止めている。欧州委員会の環境総局DGは、多くの加盟国における極めて低い回収とリサイクル率に失望し、すべての電池を含む広範囲な対象を内容とする新指令作成の決定をした。ドラフトは1997年の7月に回覧されたが、まだ正式な委員会提案は欧州委員会全体の承認を得ていない。環境コミッショナーのBjerregaard氏は去る3月にある種の合意を得ようとしたが、委員会が解散して世話人としての新政策イニシアティブがとれなくなったために彼女の計画は一時的に棚上げされざるを得なくなった。今のところ、同氏がデンマークのコミッショナーや環境コミッショナーに再選されるかどうか、あるいは彼女の後継者となる人が同じくらい熱心に提案を押し通すかどうかは不明。

提案では、使用済み電池の環境へのマイナスのインパクトを減らし、同時に単一市場の通商の新しい障害の創出を回避しようとしている。現在の提案に対する最大の異論の一つは、それが非EU諸国との貿易を事実上不可能とするのではないかというものである。ウルグアイ・ラウンドの技術的貿易障壁(Technical Barriers to Trade = TBTs)協定下における技術的貿易障壁委員会への新しい技術標準の強制的な事前通知を含め、この問題にはWTO/GATT上の側面がある。

これらの政策達成のためにドラフトでは、電池から生ずる廃棄物が環境に放出される量とその有害性を予防したり削減したりする対策を含んでいる。これはすべての使用済み電池の分別回収によって達成されなければならない。スコープは「新しいか使用済みかを問わず、電池が組込まれた電気器具と同様」あらゆる種類の電池そのものもカバーする(3.1条)。加盟国は、有害電池<sup>7</sup>が組込まれた電気器具から取り外しできるようにしなければならないと第9条に規定されており、附属書で、

電池を取り外しし易いようにする、例えば、工具を使わずにできる、普通の家庭用工具を使ってできるといった規定を含んでいる。また適用除外として、例えば電池が電源供給の継続性確保のためハンダづけされるか、とれないようにしてある情報技術機器のようなものを掲げている。

このドラフトの最も議論の多い所は、カドミウムを含む電池、即ち「重さで0.0005%を超えるカドミウムを含むすべての電池や蓄電池、ならびにそれらが組み入れられた関連の電気器具」の販売を2008年までに禁止にしようという提案である(4.1.c条)。これに対する適用除外として限定されたリストが追って作成されるが、批判者側は、生産者が既に大量のカドミウムを含む電池を回収しリサイクルするというコミットメントをしているのだから、この条項は不必要と主張している。

また回収とリサイクルの目標を定め、加盟国は、指令発効後2年以内に、すべての使用済み民生用電池の少なくとも75%、産業用電池の最低95%が回収されるようになる分別回収システムを作らなければならない。また回収された電池は人間の健康や環境を害さないようなやり方で処分しなければならない。回収された民生用と産業用の電池の少なくとも75%はリサイクルしなければならず、回収システムは当該セクターのすべての経済オペレーターが参加できるオープンなものでなければならない。

**EU加盟国とノルウェー、スイスの状況**

**- 1. オーストリア**

1990年7月19日に環境大臣が採択した電池の返却に関する政令<sup>8</sup>は依然として有効で、指令の条項に合致したものと見られている。この政令では、ディストリビューター、メーカーならびに輸入業者は、使用済み電池についてのタイプ、形、サイズで販売したものに対応するものであれば、

引取る義務があると規定する。マンガン電池(タイプR6, R14, R20)は、その水銀含有とカドミウム含有が0.001%の上限を超えない場合のみ販売することができる。アルカリ・マンガン電池(円形セル)は水銀含有が0.025%という上限、カドミウム含有が0.001%という上限を超えない場合にのみ販売することができる。

**- 2. ベルギー**

勅令が1997年3月に採択され、1991年と1993年の指令の販売とマーキングの条項を施行した<sup>9</sup>。しかし今年の1月に、ベルギーは電池指令を遵守するのに必要ないくつかの方策を採択しなかったとして欧州裁判所の判決を受けた<sup>10</sup>。同裁判所は、ベルギーが、1)電池の重金属含有の強制的削減、2)汚染と危険の少ない電池の促進、3)汚染の少ない電池の研究推進、を達成するために必要なプログラムを作成しなかったとした(指令の第6条)。ベルギーは電池業界と分野協定を締結したと主張したが、それは地域的な管轄に属するものであって、国家的措置とは言い難い。

1996年4月の勅令は個別の電池に対して固定率の環境税を課している<sup>11</sup>。

**- 2-1. フランドル地方**

フランドル地方政府は、電池に関する条項を含む廃棄物の防止と管理に関する総合立法を1997年に採択した<sup>12</sup>。小売業者、ディストリビューター、輸入業者、メーカーは使用済みの電池と蓄電池を消費者から無料で引取らなければならない。メーカーと輸入業者は、小売業者とディストリビューターが回収した電池を引取らなければならない。さらに、自分の費用で免許を受けた再生業者/リサイクル業者にそれを処理してもらうようにしなければならない。

**- 2-2. ブラッセル首都地域**

ブラッセル地域政府の1993年決議<sup>13</sup>は1991年指令の条項を忠実に法制化している。また使用済み電池の所有者はその電池を有害廃棄物

処理の免許を受けている企業か地域政府の運営になる有害廃棄物の選択的回収サービスのどちらかに返却する義務があるとしている。さらに研究や新製品に対する投資が電池の中の有害物質の使用削減という結果につながったら当該企業に財務的インセンティブを与えるべきと中央政府に勧告することも盛り込んでいる。

### - 2-3. ワロン地方

公務員からの情報が矛盾しているため、ワロン地方の状況ははっきりしない。

### - 3. デンマーク

1993年12月の法令は、1991年と1993年のEU指令の条項を法制化している<sup>14</sup>。法律違反に対して企業がどうなるかを述べた文章を含む。1996年の法令は、密閉されたニッケル・カドミウム電池の回収（とその費用）の規則を定めている<sup>15</sup>。回収され、合法的に設立された施設<sup>16</sup>でのリサイクル用に持ち込まれた電池に対して、キロあたり120デンマーク・クローネという費用が登録回収企業に支払われる（但し一定の行政上の義務には従わなくてはならない）。リサイクルは、密閉されたニッケル・カドミウム電池の含有カドミウムと、おそらくニッケルの再生と定義される。費用は、回収企業が回収費用を電池の最後の所有者にチャージしたら支払われないし、また電池が「海外から受入れたもの」であったら支払われない（もう一つ別の文章では費用は電池がデンマークで回収された場合にのみ支払われると規定している）。

1997年に採択された2つの法令<sup>17</sup>は鉛の蓄電池（主にエンジンに使われる）の回収についてかなりの範囲で類似のスキームを定めている。

### - 4. フィンランド

1995年の国家審議会の決議で1991年と1993年のEU指令の条項を施行している<sup>18</sup>。また1999年1月の決議では水銀に関する1998年12月のEU指令を施行する<sup>19</sup>。この決議はデ

ボジット・システムを定義することや創設することを述べていないが、自治体は家庭から出る使用済み電池の回収と再生あるいは処分をオーガナイズする責任がある。家庭からのもの以外の電池や蓄電池の処分や再生をオーガナイズする義務はその廃棄物の所有者にある。環境省と地域環境センターは、電池と蓄電池に関する別個の章を含む国家と地域の廃棄物管理プランを作成した。メーカーと輸入業者は、その製品に耐久性があり、修理可能か再使用可能であり、あるいはその廃棄物が再生可能であって健康と環境に有害でないようにしなければならない。経済手法の導入はなし。

### - 5. フランス

1991年と1993年のEU指令を国の法律に転換しなかったとして1997年に欧州裁判所の有罪の判決を受けてから<sup>20</sup>、政府は直ちにこの2つの指令を国内法制化する法令<sup>21</sup>を採択した。この法令によると小売業者と卸売業者は、危険物を含む使用済み電池<sup>22</sup>は無料で引取らなければならない。メーカー、輸入業者及びディストリビューター（自分のブランドをもっている）は、自ら製造、輸入、供給した量と同じ量の小売業者と卸売業者が回収した電池を引取らなければならない。また、自治体が回収した電池も引取らなければならない。更に、メーカー、輸入業者及びディストリビューターは、回収した電池を再生し処理しなければならない（あるいは登録された公認の企業に再生させ、処理させる）。これらの義務は、「電気器具に電池を取り付ける肉体的精神的人員」にも適用される（第8条）。

これら努力にかかわらず、欧州委員会は電池の重金属含有を減らすこと以外に、目標としたプログラムを作成、実施しなかったとしてフランスに対して（ベルギーに対してと同様）第169条による訴訟手続を開始した（指令の第6条）<sup>23</sup>。

政府は1997年に採択されたものを破棄する新しい法令をまもなく公布するものと考えられるが、すべての電池（2001年1月1日現在）とすべての蓄電池（法令公布の日付現在）の強制的

回収と再生を課すという点で新法令の範囲はかなり広がる。この範囲拡大の背景にある一つの理由は、法令の範囲でカバーされた電池を別に回収する一方で、正式にカバーされていないものを回収しないことが困難であると考えられたからである。新法令は、メーカーや輸入業者が回収/再生/リサイクルのコストを反映するために、はっきり認識できる「環境チャージ」を製品の価格に入れることができるようにすべきであるということが示唆されたが、最高裁判所の否定的判決で放棄された。

1997年法令は、メーカー、輸入業者、ディストリビューター等のグループによる回収と再生の機関かシステムの設立を奨励し、このような機関の設立は増えつつある。例えば、電池産業は1998年の夏にFEIBATという共同の再生機関の設立を発表した。しかしこのような努力は報いられていないようで、欧州の主導的電池リサイクル業者の一つ、フランスのSNAMという会社がリサイクルするのに十分な電池が得られないという理由で、そのリサイクル能力を倍にする計画の投資を中止した。これは非効率な回収システムのためだといわれる。

#### - 6. ドイツ

ドイツは1991年と1993年のEU指令を国内法制化しなかったとして1997年11月に欧州裁判所から有罪の判決を受けた<sup>24</sup>。ドイツは確かに指令を充分転換しなかったが、電池メーカーと小売業者(下記参照)の国家的協定が指令によって設定された目的達成のために作られたと主張した。

立法府は1998年3月に、1991年と1993年のEU指令を施行する使用済み電池に関する政令<sup>25</sup>を採択した。この政令によると、メーカーとディストリビューターは使用済み電池を無料で受け入れる義務がある。ディストリビューターは自分が販売したタイプの電池を受入れるだけで良いが、メーカーは公共の廃棄物管理当局(エンド・ユーザーから無料で電池を受入れる義務がある)

が回収した電池も受入れなければならない。エンド・ユーザーは使用済み電池を上記回収地点のどちらかに返却しなければならない。その義務を果たすため、メーカーは、無料の回収を世話し再生や処分の責任を負う共同返却システムを設立するかそれに参加しなければならない。この共同返却システムによると、発生したコストは返却システムに属していないメーカーに請求することができる。一方、メーカーは共同返却システムと少なくとも同じくらい良くできたものであれば独自の返却システムを運営することができる。その場合そのメーカーは自分が供給したタイプやブランドの電池を受入れるだけでよい。

1996年7月に、電池工業会は電気電子工業会や小売業連合と一緒に共同返却システム(Arge Bat Stiftung)を設立したが、これが立法府の政令作成時のモデルとして使われたようである<sup>26</sup>。面白いことにこのシステムによると、処分コストは固定チャージやプレミアムによるものではないが、電池の価格の不可欠部分を形成することになっている。

#### - 7. ギリシャ

ギリシャは1993-1997年の廃棄物削減プログラムを施行しなかったとして欧州裁判所に引き出されたが(1991年指令の第6条)<sup>27</sup>、ギリシャの立法は、指令の条項から著しく離れることなくかなり信頼性の高いやり方で、当該EU指令を国内法制化していると考えられている<sup>28</sup>。メーカーは回収システムとリサイクル設備を設立する責任があり、それも近い将来に行われなければならない。そのコストは(部分的に)電池の販売価格に反映され、別にチャージする金額についての議論はまだ続いているが、まもなく結論がでると言われる。約500ドラクマの金額が考えられている。

#### - 8. オランダ

オランダ政府は1995年1月に採択された法令に2つのEU指令を転換した<sup>29</sup>。1000グラム

以下の重さの電池をオランダ市場に販売するメーカーと輸入業者は、彼らが販売するブランドの電池を回収し加工せねばならない。また1996年1月1日までに回収率80%、1998年1月1日までに90%達成しなければならない。全ての電池（水銀、カドミウム、鉛を含むものに限らず）は、小型化学廃棄物という分類のロゴをつけなければならない（SCW-Small Chemical Waste 即ち KCA）。電気器具に組み入れられた電池は簡単に取り外すことができなければならず、取り外し方法は明示しなければならない（指令中の例外は法令にも適用）。メーカーと輸入業者は法令に定められた目標をどのように達成するかをオランダ環境省に通知する義務がある。

#### - 9 . イタリア

イタリアは1991年のEU指令を国内法制化しなかったことに対し1996年<sup>30</sup>に欧州裁判所に有罪の判決を受けた。法律の施行はまだ準備段階にあるとイタリアは陳述した<sup>31</sup>。1998年には求められている廃棄物削減プログラムに関連した条項を正しく施行しなかったことに対して再び裁判所に召喚された（指令の第6条）。

#### - 10 . アイルランド

アイルランドは2つの規制によって2つのEU指令を国内法制化した<sup>32</sup>。検査官は法律に従う企業が規制を遵守しているかどうかを確認する権限を与えられており、もし遵守していなかったら1000 punts以下の料料、または6ヶ月以下の懲役を科せられる。

#### - 11 . ルクセンブルグ

2つの規制が1991年と1993年のEU指令を国内法制化している<sup>33</sup>。エンド・ユーザーに直接販売を行うメーカー、輸入業者、ディストリビューターは使用済み電池を引取らなければならず、使用済み電池を再生、リサイクル、処分の観点で分別回収することに責任がある。規制の条項を遵守しない場合の刑事制裁が定められている。もう

一つの規制案が水銀に関する1998年の指令<sup>34</sup>を施行することを目指しており、2000年1月1日に発効の予定。

#### - 12 . ポルトガル

1994年に採択された法令と1995年に採択された決議が2つの指令を施行している<sup>35</sup>。しかし、1998年2月に欧州委員会はポルトガルに理由付き意見書を発し、もしポルトガルが指令のすべての条項を遵守しなかったら、欧州裁判所に訴えるという最終警告を行った。欧州委員会は、ポルトガルの廃棄物削減プログラムが指令のカバーするすべての電池に及んでおらず、使用済み電池の分別回収を規定していないとしてその不備について警告した。

#### - 13 . スペイン

スペインは1991年のEU指令による義務を果たさなかった。具体的には、指令の第6条に規定された所に従い国家電池廃棄物削減プログラムを作成しなかったとして、1998年に欧州裁判所に有罪の判決を受けた<sup>36</sup>。スペインは、勅令第6条によってその目的のための専門当局である自治体と協定を締結していると主張した。自治体が一緒になって指令が求めている目的を達成すべく様々な行動が率先してとられた、ないしはとられつつあると指摘した。例えば、Castile-y-Leonの自治体行政とその都市自治体は、使用済み電池の回収、貯蔵、加工の管理について協定を締結し、似たような廃棄物管理プランがAragon、Catalonia、Galiciaでも作成された。Valenciaの地域社会は使用済み電池の分別回収、貯蔵、加工に認可を与える法令を採択した。直接の契約が、Asturias、Balearic 島、Rioja 地域において回収と加工のために専門請負業者と締結された。公共情報キャンペーンがすべての自治体地域で実施され、その結果使用済み電池が効率的に回収されるための施設が、スペインの住民全体に開放された。また加工とリサイクルセンターと安全な貯蔵場所も建設された。これらの努力は、1991年と

1993年のEU指令を施行すべく1996年2月に採択された勅令の必須条件である。自治体と地方公共体の専門機関はそれぞれの地域法に従い、使用済み電池が再生と処分の観点から分別回収されるよう、適切なステップをとらなければならないとこの勅令は述べている。自治体は4年毎の廃棄物削減プログラムを作らなければならないと、公共当局は、関係者と協議の上、使用済み電池のリサイクルを促進するような経済手法を導入することが認められている。

#### - 14 . スウェーデン

電池に関する法令が1997年6月19日に採択され、1998年1月1日に発効した。その結果、現存の電池の規制は撤廃された<sup>37</sup>。電池中の水銀を実質的に禁止した1998年の指令を施行するドラフトは、近い将来に採択されることになっている。1997年法令は以下のようなシステムを実施するものであり、環境に有害な電池は分別回収しなければならない。地方当局は使用済み電池を回収することに責任があり、適切な回収システムを設定する責任がある。回収された電池は仕分けし、水銀、カドミウム、鉛の再生とリサイクルのために登録企業に運搬しなければならない。使用済み電池を回収した電池の販売者は、再生とリサイクルのために（仕分けした上で）地方当局の回収システムにその電池を手渡すか登録企業に直送する。上記は3kgを超える重さの鉛の電池には適用されない。こういう電池を回収し再生/リサイクル業者に運搬する義務はメーカー、輸入業者、販売者が負う。電池を組込んだ使用済み電気器具は、これら電気器具を販売した者が地方当局の回収デポに返却しなければならない。電池メーカーと輸入業者、及び電池内蔵の電気器具のメーカーと輸入業者は環境保護庁に販売した電池の量を通知しなければならない。メーカーと輸入業者は、環境保護庁に3ヶ月分の手数料を払わなければならないと、この手数料は他のコストと同様電池の仕分け、再生、リサイクルのコストをカバーする<sup>38</sup>。

#### - 15 . イギリス

イギリスは、販売制約、マーキング、電気器具からの取外し性の条項に関してのみ電池指令を施行した。1994年の法律文書<sup>39</sup>は分別回収をオーガナイズする義務を経営オペレーターに課す条項を含んでいない。政府は新しい立法を行う前に、発表された新指令が採択されるのを待っている。欧州委員会が始めた違反手続に対する対応として、指令の第6条によって求められた行動計画が設定された。この計画は1997年にスタートして、2001年3月に終わる。計画の重要な部分は、以前に設立された産業グループの作業をサポートし続けることにあり、REBATは、ニッケル・カドミウム電池の増え続ける廃棄物の流れをきれいにしよう資金を手当することに同意した企業の多くをだんだん引きつけている。彼らは2001年までに1550トンのニッケル・カドミウム電池を回収することになる回収目標を年毎に設定した。この計画によると、産業界はまた1997年末までに酸化水銀電池の生産を廃止するに同意した。

#### - 16 . スイス

スイス政府は、使用済み電池の引取りを命ずる1997年の立法を承認し、家庭用と産業用の電池に対して処分料を導入した<sup>40</sup>。消費者は使用済み電池を小売店に引渡さなければならないと、小売業者と輸入業者は回収した電池を国の電池リサイクル施設の一つに送らなければならない。このスキームの目指す所は返却率80%の達成である。処分手数料、即ち廃棄税がリサイクル・コストをカバーするために電池の価格に加えられる。この手数料は使用済み電池の1kgにつき2~7スイス・フラン。家庭廃棄物中のカドミウム含有を削減し、ある限度を超えた水銀とカドミウムの入った電池を禁止することを目指して特別な条項が定められた。

#### - 17 . ノルウェー

環境に有害な電池に関する1990年の規制で、小売業者と卸売業者は環境に有害な電池を家庭か

ら引取る義務があることを定めたが、これは彼らが販売した電池のカテゴリーに限られる。次のようなカテゴリーの電池が環境に有害と考えられる：

- 1) 重さで 0.025% を超えるカドミウムを含むニッケル・カドミウム電池、
- 2) 重さで 0.4% を超える鉛を含む電池、
- 3) 重さで 0.025% を超えるカドミウムを含むボタン・セル電池。

この規制はまた以下のようなタイプの電池の製造、輸入、輸出の禁止を含む。

- 1) 重さで 0.001% を超えるカドミウムを含む充電不能のアルカリ・マンガン・ダイオード電池、
- 2) 重さで 0.001% を超える水銀を含むすべての電池、
- 3) 電気器具に組み込まれた環境に有害な電池で、使用済みになっても簡単に除去できないもの（但し若干の例外あり）。

1997 年の規制では、2) の禁止の例外を、ある種のボタン・セル電池及びボタン・セルからなる電池に認めている（空気亜鉛電池、亜鉛/酸化銀電池、亜鉛/酸化マンガン及びアルカリ電池）。この例外は、当該電池の 2000 年 7 月 1 日までの製造、輸入、輸出と、2001 年 1 月 1 日までの販売のみに当てはまる。

## 結論

ほとんどすべての EU 加盟国は、現在までに 1991 年の EU 指令とその 1993 年の修正指令を施行したが、かなりの加盟国が電池の重金属含有を削減すること等を促進すべき広範なプログラ

ムを実施しなかったとして、裁判所に有罪の判決を受けた。水銀を含む電池を禁止することを目指した 1998 年 12 月の修正指令は、別に驚くことでないが加盟国はまだ国内法制化を実行していない。しかし、欧州の電池メーカーが水銀電池の製造をストップしているためこの実質的なインパクトは限られる。

すべての電池をカバーする新しい電池指令案は現存の電池規制を破棄することになるが、現段階ではこの案が完成して採択されるかどうか、またいつそれが行われるか依然としてはっきりしない。いづれにしてもこの案は加盟国の大部分によって承認されることが必要であることのみならず、欧州議会によって承認されることも必要である。欧州委員会が弱い提案を持ち出したら、議会がその共同決議の権限を使ってその提案をもっと厳しくすることは考えにくいところであり、その結果はせいぜい回収とリサイクルの率の高度化とカドミウムの禁止とみられる。

指令が対応しなかった諸問題に関する加盟国の状況は様々である。ある加盟国は要求内容以上を実行しており、環境に有害なものだけでなくすべての使用済み電池の回収を既に要求している（オーストリア、スウェーデン、オランダ、ドイツ）。このことは、回収された電池は処理の前に必ず仕分けしなければならないというものの、回収を容易にし回収率を改善すると考えられる。回収と再生システムの資金手当のやり方も色々で、例えば、ベルギーは固定率の環境税を課している唯一の国である。1991 年の EU 指令で示唆されているにもかかわらず、高い回収目標を試み達成するための本当のデポジット・システムをどの加盟国も設定していないのが現状である。

<注>：

<sup>1</sup> 格別の記述がない限り、「電池」とは「電池と蓄電池」をいう

<sup>2</sup> 危険物質を含む電池と蓄電池に関する 1991 年 3 月 18 日付理事会指令 91/157/EEC ; OJ L078, 26/3/1991。

<sup>3</sup> 危険物質を含む電池と蓄電池に関する理事会指令 91/157/EEC を技術的進歩に適合させる 1993 年 10 月 4 日付委員会指令 93/86/EEC ; OJ L 264, 23/10/1993

危険物質を含む電池と蓄電池に関する理事会指令 91/157/EEC を技術的進歩に適合させる 1998 年 12 月 22 日付委員会指令 98/101/EC ; OJ L 1, 5/1/1999

<sup>4</sup> デポジット・システムは、2(f)条に以下のように定義される：「購入者が電池か蓄電池を買ったらある金額のお金を販売者に支払うが、それは使用済みの電池か蓄電池を返却したら返してもらえるシステム」

<sup>5</sup> は第 6 条に明記されており、この指令の条項を遵守しなかった加盟国のあるものが裁判所に上訴される上訴理由となっている

<sup>6</sup> 指令の附属書：「1.工業用の使用のために電源の連続性を確保するべく、また情報技術/事務用機器の記憶/データ機能を保護するべく、電池がターミナルにハンダづけ、溶接等で常時セットされた電気器具で、附属書 に述べられた電池と蓄電池の使用が技術的に必要なもの。2.科学的職業的機器の標準セル、及び致命的機能を維持するように設計された医療装置や心臓のペースメーカーに入っている電池や蓄電池で、中断のない機能発揮が重要であって、電池の交換が有資格者によってのみ行われるもの。3.ポータブルの電気器具で、資格のない人が電池を交換するとユーザーに安全面の害をもたらしたり、電気器具の操作に悪影響を与え得るもの、ならびに、例えば揮発性物質の存在等、高度に敏感な環境下での使用を意図した職業用機器」

<sup>7</sup> 「有害」とは重さで 0.0005%を超える水銀、重さで 0.0005%を超えるカドミウム、重さで 0.1%を超える鉛を含む電池であると附属書 に定義される

<sup>8</sup> 電池と蓄電池の返却ならびにその汚染上限に関する、1990 年 7 月 17 日付第 514 連邦環境、若者、家庭大臣政令

<sup>9</sup> Arrêt royal relatif aux batteries et accumulateurs contenant certaines matières dangereuses(危険物質を含む電池と蓄電池に関する勅令)、1997 年 3 月 17 日

<sup>10</sup> 欧州委員会対ベルギー王国判例 C-347/97 に対する 1999 年 1 月 21 日の判決

<sup>11</sup> 税金は状況によって 20 ベルギー・フランか 4 ベルギー・フランに設定

<sup>12</sup> 1998 年 4 月 16 日に Moniteur Belge 誌に発表された VLAREA 決定

<sup>13</sup> 危険物質を含む電池と蓄電池に関する 1993 年 6 月 17 日付ブラッセル地域政府決議、Moniteur Belge 誌、6/8/1993

<sup>14</sup> 危険物を含む電池と蓄電池に関する 1993 年 12 月付環境省法令 966 号

<sup>15</sup> 密閉されたニッケル・カドミウム電池の回収とリサイクルのための回収と処分に対する費用に関する 1996 年 2 月 22 日付法令 93 号

<sup>16</sup> 合法的に設立された、とは、デンマーク環境保護法、または類似の外国の立法に従うこと。廃棄物の越境出荷は、EU 規制 259/93 が尊重されている限りにおいて認めらる

<sup>17</sup> 鉛蓄電池の回収とリサイクルのための回収と処分に対する補助金に関する 1997 年 2 月 22 日の法令 91 号。鉛蓄電池の手数料に関する 1997 年 2 月 22 日の法令 92 号

<sup>18</sup> 危険物を含む電池と蓄電池に関する国家審議会決議 No. 105; 1995 年 1 月 26 日ヘルシンキで発表

<sup>19</sup> 国家審議会決議 No. 17; 1999 年 1 月 14 日ヘルシンキで発表(スウェーデン語訳のみが入手可)

<sup>20</sup> 連結判例 C-282/96 と C-283/96 : 欧州共同体委員会対フランス共和国、における 1997 年 5 月 29 日付の裁判所 (第 5 室) の判決

<sup>21</sup> Décret No. 97-1328 du 30 decembre 1997 relatif a la mise sur le marche des piles et accumulateurs contenant certaines matières dangereuses et a leur élimination, Journal

Officiel de la Republique Francaise, 1 janvier 1998. (危険物を含む電池と蓄電池の販売と除去に関する 1997 年 12 月 30 日付法令 No. 97-1328、フランス共和国官報、1998 年 1 月 1 日)

<sup>22</sup>適用される定義は、1991 年指令の附属書 のリストと同じ

<sup>23</sup>判例 C-178/98：フランス共和国に対して欧州共同体委員会が 1998 年 5 月 14 日に提起した訴訟

<sup>24</sup>判例 C-236-96：欧州共同体委員会対ドイツ連邦共和国における 1997 年 11 月 13 日の裁判所（第 5 室）の判決

<sup>25</sup>使用済み電池と蓄電池の返却と処分に関する政令（電池政令-BattV）、27.3.1998、参照 WA 3-30 114-4/3

<sup>26</sup>欧州競争規則により欧州委員会に通知された。欧州委員会はこの協定を承認する意向であることを述べた。この通知は返却システムがどう働くかをある程度詳細に述べている。6.6.1998 付官報 C172 に発表

<sup>27</sup>判例 C-215/98：ギリシャ共和国に対して欧州共同体委員会が 1998 年 6 月 10 日に提起した訴訟。

<sup>28</sup>この立法はギリシャ語でのみ入手可能。従って、ここではギリシャ環境省の担当官のコメントに依存している。しかし、欧州委員会は裁判所への訴訟の中で一つの特別な不履行、即ち、廃棄物削減プログラムにのみ焦点をあてているので、ギリシャの担当官が述べたようにギリシャの立法の他の部分は正しく指令を施行しているという結論は公平なものといえる

<sup>29</sup>使用済み電池の回収と加工の規則を定めた 1995 年 1 月 31 日付法令（電池処分法令）；法律法令ブレットイン、1995 年 2 月 9 日

<sup>30</sup>判例 C-303/95：欧州共同体委員会対イタリア共和国における 1996 年 7 月 11 日の裁判所（第 5 室）の裁定

<sup>31</sup>1997 年 11 月と 1998 年 7 月に採択された法律は未入手

<sup>32</sup>欧州共同体（電池と蓄電池）規制、1994 年の法令文書 No. 262。欧州共同体（危険物と調剤）（販売と使用）規制、1994 年の法令文書 No.79

<sup>33</sup>Reglement grand-ducal du 23 mai 1993 relatif aux piles et accumulateurs concernant certaines matieres dangereuses. Reglement grand-ducal du 4 mai 1994 modifiant le reglement grand-ducal du 23 mai 1993.(危険物についての電池と蓄電池に関連した 1993 年 5 月 23 日付大公国規制。1993 年 5 月 23 日付大公国規制を修正した 1994 年 5 月 4 日付大公国規制)

<sup>34</sup>1993 年 5 月 23 日に修正された大公国規制を修正した大公国規制計画

<sup>35</sup>1994 年 8 月 20 日付法令 No. 219/94. 1995 年 4 月 7 日付決議 No. 281/95

<sup>36</sup>判例 C-298/97：欧州共同体委員会対スペイン王国における 1998 年 5 月 28 日付裁判所（第 5 室）の裁定

<sup>37</sup>環境に有害な電池に関する 1989 年の政令及び環境に有害な電池に対する手数料に関する 1990 年の法律

<sup>38</sup>以下の費用が適用：酸化水銀電池は 1500 スウェーデン・クローネ(SKR)/kg、アルカリ・マンガン電池は 1000SKR/kg、密閉ニカド電池は 300SKR/kg、3kg 未満の鉛電池 1 箇あたり 30SKR、3~30kg の鉛電池 1 箇あたり 40SKR、30kg を超える鉛電池 1kg あたり 2 SKR

<sup>39</sup>1994 年の法律文書 No. 232、「電池と蓄電池（危険物を含む）規制 1994 年」

<sup>40</sup>環境に有害な物質に関する政令の附属書 4.10「電池と蓄電池」に対する修正、1998 年 7 月 1 日付。

## 欧州環境規制動向

### ～在ブラッセル弁護士モニタリング情報

#### I. ドイツ

##### ブルー・エンジェル、ファックスの基準を設定

発癌性が疑われる臭素化難燃剤およびアゾ染料を含有するファックスは、1999年3月に正式導入が予定されている同製品群に関する新基準の下において、ドイツのブルー・エンジェルのエコラベル制度の対象外となる。業界の協力による進展に伴い、ファックスの長寿命化、解体およびリサイクルしやすい設計も求められている。また、エネルギー効率が高く、静音設計でなければならない。

一方、ブルー・エンジェル計画では、再生可能なエネルギー源を利用した「グリーン」な電力を意味するラベル表示の基準整備を検討することも決定した。

電力に関するラベルは、非政府団体の環境NGOである *Naturschutzbund Deutschland* (NABU) および *BUND* が、太陽エネルギー協会の *Eurosolar* と協力してすでに作成中である。電力会社がこのラベルを表示する条件を満たすには、総発電量の半分以上を再生可能なエネルギー源を利用して発電しなければならない。また、従来のエネルギー源を利用する場合には、効率の高い熱併給発電（コジェネレーション）設備によってエネルギーを作り出さなければならない。原子力および褐炭を利用したエネルギーは除外する。電力会社の他に販売店、個人や業界のエンド・ユーザーもこのラベルを利用できることになる。

現在、これらの団体は独立した認証機関をさがしている段階であるが、夏までにラベルを導入する意向である。

#### II. フランス

##### 1. 業界、電池リサイクル新法の成立に先立ち自主的回収計画を採択

フランスの最高行政裁判所（「Council of State」）は、提案されている電池リサイクル法を審理中であり、これは2001年から流通業者および製造業者に、すべての使用済み電池の回収、リサイクル、廃棄物処理を義務付ける法律である。この新法が承認されると、フランスの電池リサイクルに関する基準がEUの現行指令の適用範囲を超えることになる。

現在は、特定有害物質を含有する乾電池および蓄電池に関するEU指令91/157（注1）および91/157を技術進歩に適合させる指令93/86（注2）によって、水銀その他の重金属を含有する電池について特殊な取り扱いが要求されているだけである。1997年後半に、フランスはこの2つの指令を国内法と入れ替えたが、すべての電池を対象とした新リサイクル基準が承認されるまでその適用を遅らせていた。この措置はEUレベルではまだ検討段階にすぎない。

新法の成立に先立ち（今後数ヶ月の内に最高行政裁判所によって承認の見込み）、フランスの主要な電池製造業者および輸入業者によって構成される業界団体が、新組織FI B A Tを発足させた。この組織は、1999年4月1日より全国規模で自主的電池リサイクル活動の調整を図ろうとしている。

このFI B A T方式は、販売時点で評価される「環境寄与」という手法を用いて、国内で毎年購

入される総数 6 億個の電池の回収およびリサイクル費用をフランスの消費者に負担させようという試みであり、この計画については論争が起きている。F I B A T の予備データによれば、負担費用は、電池のサイズおよび回収可能性によって、1 個あたり 12 ~ 60 サンチーム (0.02 ~ 0.11 米ドル)、平均で 1 個あたり 33 サンチーム (0.05 ドル) 前後になる見込みである。

この電池 1 個あたりの費用を徴収するシステムから得られる年間の総収入は、実施初年度で 1 億 2 千万仏フラン (2,150 万ドル) となるはずである (1999 年 4 月 1 日には約 1 万の小売店舗で、また年末までには推定 5 万店舗で実施予定)。収入は、リサイクル用回収ボックスの設置、回収およびリサイクル事業、通信、その他の運営コストに全額充当される。

F I B A T の方式は、環境省との密接な協力によって考案されたものであり、*Eco-Emballages* というフランスが正式に認めている包装廃棄物減量を実施する民間組織の発展の歴史をモデルにしている。この *Eco-Emballages* 方式では、すべての包装製造業者が包装 1 個あたりのリサイクル費用の負担を義務付けられ、リサイクル事業に貢献している。

F I B A T の創設メンバーは、Duracell France、Panasonic France、Philips Eclairage、Ralston Energy Systems France (Eveready Energizer)、Rayovac、VARTA、その他に、製品に電池を使用することが多い三洋および東芝などの家電メーカーで、新法を遵守するための自主的努力としてこの取組みを位置付けている。*Eco-Emballages* の方式では、リサイクル事業に助成金を交付し、リサイクルおよび廃棄物減量技術の研究に資金を提供しているが、F I B A T の場合は、リサイクル業者と直接協力して、フランスの年間 2,000 万トンから 2,200 万トンと推定される電池廃棄物の回収および処理を目標としている。現在までのところ、同団体は、今後予定されている電池回収キャンペーンと関連して十数件のリサイクル事業への公開入札を開始

した。

フランスのリサイクル業者の中には F I B A T の入札に応じている一方、国内最大リサイクル業界団体は、代替的電池回収・リサイクルシステムである A C O R E を導入しようとしている。

A C O R E 方式では、電池廃棄物の回収、リサイクルおよび処分を請け負うために、小売業者および市町村との個別契約をめぐってリサイクル業者が競合することになる。リサイクル業者には、電池の回収量にもとづき助成金が支払われるが、この方式のもとで創出される競争により、電池 1 個あたりの費用が F I B A T の試算よりかなり低めに押さえられるという。

A C O R E 方式は一部の大手小売業者が暫定的に支持しているが、一方、F I B A T 方式はフランスの家電および携帯電話製造業者による主要な業界団体である F I E E C が承認している。F I E E C の会員企業は、新法公布のもとただちにリサイクルが必要なカドミウム、リチウム、水銀その他の重金属を含有する「有害」電池に関する基準に、特に影響を受ける企業である。F I E E C の会員企業には、F I B A T 方式の方が計画段階および実施事前段階においてはるかに優れていると認識されている。

A C O R E リサイクル方式は小売業者の支持を得ているが、既存のリサイクル能力で毎年販売される全ての電池を処理するのに十分であるというのがその主張である。F I B A T の試算によれば、1999 年から 2000 年までの総回収量は総販売量の約 25% すなわち 4,500 トンである。

F I B A T およびリサイクル業者の提案のいずれも、提案されている新法の基本要素を考慮に入れている。新法の公布日以降、電池の販売店はただちに E U 指令が規定するいわゆる有害電池の回収、分別、保管を義務付けられる。また、地方自治体も二次的回収システムの整備を求められ、電池の製造業者および輸入業者には「汚染者負担」原則が適用される。すなわち、リサイクルおよび廃棄物処理システムを支援するための「金銭的負

担」が課せられるのである。

また、この新法により、2001年以降は、「有害電池」に関する基準がその他すべての電池に拡大適用されることになる（基本的には、総販売の95%を占めるアルカリ電池および塩類電池）。この2種類のリサイクル計画の成否を最終的に決定するのは小売業者である。提案されている法律では、小売業者は使用済み電池の回収を義務付けられるが、処分方法については各自で選択する自由を与えられるからである。

## 2. フランス市場、医療用水銀体温計の禁止を予定

フランスは、水銀を使用した医療用体温計の販売を1999年3月1日より禁止する計画を発表した。

今回の禁止措置は、水銀が環境中へ放出されるのを防止する意図があり、12月31日付の官報（NOR:MESH-98-241-47A、1998年12月24日）に公表された保健省の省令として最終的に決定された。1999年3月1日より、フランスでは、電子体温計、赤外線体温計および非水銀系化学品を使用した体温計のみの販売が認められる。

Bernard Kouchner 保健相は、販売禁止措置にあたり既存の水銀計を段階的に全面廃止、回収およびリサイクルする計画を実施すると以前に発言している。

近年政府が実施した調査によると、使用済みの医療用体温計がフランス全土の市町村のごみ埋立て施設周辺で明らかになった水銀汚染の主な原因になっている。環境省の試算によると、フランスのごみ埋立て施設に廃棄された水銀の総量は年間1トンから2トンである。

今回の体温計の販売禁止措置は、保健省が過去1年間に実施した二度目の水銀汚染対策である。Kouchner 保健相が1998年4月に署名した法律では、歯科治療に使用される水銀、特に、充填

剤に使用される水銀が厳しく回収、リサイクルおよび保管されることになった。2001年までに、歯科医は新たに水銀の取扱いに関する義務を実行に移さなければならない。

## 3. 仏製薬会社、2001年までにEUの喘息用エアゾール製品のCFC使用を中止することに決定

1998年11月25日に、フランスの製薬会社 Rhone-Poulenc Rorer (RPR) は2001年までに、欧州連合で製造、消費される喘息およびアレルギー用エアゾール薬について、オゾン層枯渇の原因となるクロロフルオロカーボン(CFC)の使用を中止すると発表した。

北米その他の各国のRPP社は対象外であるが、1998年11月にエジプトのカイロで開催されたオゾン層枯渇物質に関するモントリオール議定書第10回締約国会議で、各国が一部のアレルギーおよび呼吸器系治療薬によるオゾン層枯渇問題について討議した直後の発表であった。

モントリオール議定書により、1996年以降工業国におけるCFCの使用はほとんど禁止されている。しかしながらこの国際条約の締約国は、薬剤吸入器(MDI)などの製品用に「絶対不可欠な使用」として年間割当量を認めている。MDIは、喘息など呼吸器系の症状または疾病をもつ患者に吸入剤を投与するための噴霧剤としてエアゾールを使用している製品である。

EU加盟15カ国は、2003年までにCFCを使うMDIの使用を段階的に廃止する計画を発表している。Rhone-Poulenc Rorer 社の見込みによると、欧州におけるCFC既存在庫はCFCを使わないMDIへの移行を完了するまでの量として適切であり、したがって、EUの定めた期限より2年早く廃止が実現できるだろうと、同社は用意した声明文の中で述べている。

### III. E U

#### 1. ドイツ、EMASの見直しを提案

ドイツの Jürgen Trittin 環境相は、参加団体の規制への適合の実態を監査する制度の導入など、EUのEMAS（注3）に関する一連の変更の詳細を明らかにした。ドイツ政府は、EU閣僚理事会の現議長国としてこの議案を上程する意向である。

ドイツ緑の党出身3閣僚のうち一人である Trittin 環境相は、会議の演説の中で自らの提案の概要を明らかにした。この会議では、一部の古参の参加者がEMASは環境管理システムの世界標準であるISO14001が発展しつづけるよう、存続のために戦うことを力説した。

また同会議では、EMASに登録している全事業所の約4分の3を占めるドイツでもEMASへの参加の伸びが過去6ヶ月間に鈍化の一途をたどっていることが報告された。ドイツ連邦政府環境局によれば、同時期に、EU全域ではISO14001の認証数が47%も急増しているのに、EMASの登録数は15%しか伸びていない。

「欧州におけるISO対EMASの競争が、目標をより高く設定しているEMASに有利に展開するように何らかの対策を講じる必要がある」と、同環境相は同省とドイツ産業連合(BDI)が共同開催した会議で発言し、環境に関するEMASの有効性の確保および強化を目標としながら、同時に企業その他の参加者に対する優遇措置を拡充すると述べた。

さらにドイツにとって、議長国である6ヶ月の任期中に同制度の改定を促すことは優先事項であり、欧州議会が予定通りに第一読会の意見表明を行った場合、6月には閣僚理事会の共通見解をまとめられるように努力すると述べた。

同環境相は、ISO14001の環境管理規定をEMASに統合すること、また現行制度では製造

業に限定されている適用範囲を各種の組織に拡大適用するなど、欧州委員会が昨年の秋から打ち出している改訂提案の多くを歓迎する意向であることを明言した。しかし、大小合わせて様々な点について「改善の余地」を特定している。閣僚理事会の協議の場で、同環境相の提言が他の加盟国に支持されるかどうかは今後を待たねばならない。

EMASの信頼性を高めるために同環境相が提案した内容は、組織はその環境声明文の中に関連する法的要件への適合を確認する内部監査を実施したこと、また声明文を認証機関に証明してもらう時点で前述要件における違反とは関わりがなかったこと、以上2点を明示しなければならないというものである。

同環境相は、参加者に法的要件への完全な適合を宣言するよう義務付けるのは大方にとって難しい点であることを認めながらも、規制の遵守に対する保証が得られさえすれば、事業者がEMASへの参加と引換えに希望している監督機関による管理から、救済を得るためのゆるぎない基盤になり得ると発言した。

また、組織の環境声明文の中に環境への重大な影響を認識するために使用した基準を詳細に記述するよう義務付けるべきであると発言した。このような影響の認識をもとに組織の内部改善目標が設定されるのであるから、使用した基準が明確にされないということは、環境への重大な影響が考慮されない危険性があると主張している。さらに、改訂後の制度においても、組織は「環境パフォーマンスの合理的かつ継続的な改善」を目指さなければならないこと、また利用できる最善の技術を使用しなければならないという現行要件の維持を求めた。

欧州委員会の提案に対する批判として、組織の環境声明文の変更を毎年認証させるというのは特に中小企業の参加コストを相当押し上げる結果になると発言、現行の3年に1度というペースを規則として維持し、潜在的な危険性または企業の環境管理における経験不足など正当な理由がある場

合に限りこの期間を短縮すべきであると論じた。

同じ理由により認証機関の監督も3年ごとに実施すべきであると提言した。さらに、欧州委員会の提案について、加盟国が認証機関の認定および監督に関して独自の規則を制定する裁量権を狭めるものについては反対意見を表明した。

同環境相は、欧州委員会が提案しているEMASの新ロゴの使用(大きくても目に見えない「参加声明文」に取って代わる)に関する規定について、製品ロゴと誤解される可能性があるとして懸念を表明した。同制度の将来のロゴを一般に周知させる必要性は認めるものの、最善の方法については更に検討が必要であると述べた。

## 2. 靴その他各種の繊維製品にEUエコラベル制度が適用されるが、PCについては先延ばし

最近、加盟国が製品の要件について合意したのを受けて、まもなく、靴その他各種の繊維製品にもEUのエコラベル制度が拡大適用されることになる。

しかし、同制度へのパーソナルコンピュータ(PC)の導入については、1998年7月にエコラベル貼付の要件は承認されたものの、欧州委員会内部での論争を理由に保留状態にある。

欧州委員会のエネルギー総局は、エネルギー消費量に関する制限の変更を要求しており、加盟国間で合意した要件の最終承認を保留しているのである。

コンピュータ業界のように、同総局は、EUが参加を交渉している米国主導“エネルギースター”ラベル計画の消費量要件をEUラベルも踏襲すべきであると主張している。しかしEUエコラベルを運営している環境総局は、“エネルギースター”計画の制限は十分に厳しいとはいえないとしてこれに反対している。

担当者によれば、解決のメドは立っていないと

いうことだが、環境委員のRitt Bjerregaard氏は、同僚の委員に最終的な判断を求めるといふ異例の措置を取らざるを得なくなる可能性がある。

## 3. 欧州委員会、IPP:ライフサイクルを基準とした製品政策に着手

製品が環境に及ぼす長期的な影響を軽減するためのEUの主要な政策イニシアティブの基本的要素について、利害関係者による協議が開始された。

1998年12月8日にブラッセルで欧州委員会環境総局および産業総局が主催したワークショップには多数の参加者が集まり、産業界、環境保護団体、政府代表その他の関係者との間で、いわゆる統合的製品政策(IPP: Integrated Product Policy)に関する初の「ブレインストーミング」が実施された。目的は、欧州レベルのIPPを策定するために、定義、目標、優先課題を重点的に検討することであった。

欧州委員会は、まだ定義が不十分なIPPコンセプトに関する「グリーンペーパー」(討議文書)を来年末までに発行する予定であることを確認した。このペーパーには、前出のワークショップで会合をもった12の作業部会の提言、今後数ヶ月の内に行われる利害関係者との協議結果、そして5月にドイツで開催される非公式のEU環境相会議での討議の内容が盛り込まれる。

環境総局は、これまでの環境政策は製品の構想および消費という側面をかなり無視してきたと論じている。同総局は、将来の環境問題に対処するために、EUレベルのより統合的な政策アプローチが必要であると確信しており、IPPはその重要な要素であると認識している。

しかしながら、一部の業界代表はこの主張に異論を唱えている。化学業界および紙業界代表が支持しているCoca-Cola社の上級役員であるWalter Brinkmannが会議終了後に発表したコメントによると、業界が協議に参加したということは「IPP計画を進めるといふ合意」を意味す

るものではないと明言している。また、さらにある自動車業界の役員は、この日の協議ではI P Pアプローチに内在する「極めて複雑な側面」が明らかにされたと加えている。

業界の警戒心は、I P Pが拡大化された製造者責任というコンセプトを内包するとの事実を反映している。ある業界の役員によれば、時間の経過とともにI P Pについて前向きになるだろうと確信していたが、ワークショップが開催される前の業界の大半は「盲目的なパニック状態」にあったという。

欧州委員会は、ワークショップのために配布された短い討議報告書の中でI P Pに関する初期見解の概要を明らかにしている。明確な定義を提案するものではないが、この報告書には、I P Pに関するコンセプトは全製品システムおよびその環境への影響を対象とし、ライフサイクル全般にわたって検討することを主要原則とすると記述されている。また、エコラベルや環境税などを含む既存の環境管理や規制のツールすべてが関連しており、その利用を再評価し新手法を開発する必要性が生じてくる場合もあると記述されている。

さらに、欧州委員会は「原則事項として」I P Pは特定製品の戦略展開に、関連するすべての利害関係者を取り込んだ枠組みを提供するものでなければならないと述べている。利害関係者の建設的な協力がI P Pを成功させるための重要な条件の一つになると強調している。

ワークショップで会合をもった作業部会の主要メッセージを以下に示す。

- 欧州委員会はI P Pに関する長期目標を設定すべきであるが、使用するツールを特定すべきではない。
- 加盟国はパイロットプロジェクトの立案からI P Pに着手すべきである。
- I P Pは持続可能な展開という視野に立って定義すべきであり、また、社会経済的側面を考慮に入れなければならない。
- 製品が変わればツールも変える必要がある

ので、柔軟な対応が必要である。

- 製造者責任の拡大は一括ではなく案件ごとに適用すべきである。
- I P PはE U域内および世界のいずれにおいても自由貿易の原則を尊重すべきである。
- I P Pについてのコミュニケーション、教育および情報が重要となる。
- 「グリーン化」のための製品基準および政府調達をI P Pの重要な要素と位置付けるべきである。

#### 4 . 欧州委員会、水銀を含有する乾電池および蓄電池に関する規制を強化する指令を採択

1998年12月22日に、欧州委員会は特定の有害物質を含む乾電池および蓄電池に関する理事会指令91/157(注4)を技術進歩に適合させる指令98/101を採択した。本指令は、水銀を含有する電池に関する規制の強化を目的としている。具体的にいうと、加盟国は遅くとも2000年1月1日以降重量比で0.0005%を超える水銀を含有する乾電池および蓄電池の販売を禁止すると規定している。これらの電池が電気製品に組込まれている場合も含まれる。

水銀の含有量が重量比で2%以下のボタン電池(セルおよびバッテリー)はこの禁止措置から除外するものとする。

#### 5 . 委員会、ベンゼンおよび一酸化炭素の基準値に関する提案を上程

1998年12月2日に、欧州委員会はベンゼンおよび一酸化炭素に関する規制値を初めて提案した。これは閣僚理事会および欧州議会(注5)で承認されると、E U加盟15カ国で適用されることになる。

ベンゼンの規制値については、2010年までに大気1立方メートルあたり5マイクログラムを達成しなければならない。この規制値を達成するには、道路交通、燃料生産、その他各種の産業から

排出されるベンゼンを、すでに一部の EU 加盟国で計画されている削減量から 70%削減する必要があると、欧州委員会は述べている。EU加盟国の中でベンゼンに関する国内の規制値を定めている国は半分に満たない。

一酸化炭素について提案されている規制値は 1 立方メートルあたり 10 マイクログラムである。これを 2005 年の 1 月 1 日までに達成しなければならない。これには、EU 全域において、現在の水準から、一酸化炭素のピーク時のレベルを 1/3 ほど減少させなければならないと委員会は述べている。

いずれの規制値も、大気質の評価および管理に関する EU の指令 96/62 (注 6) に基づく「姉妹」指令である。

表 1 : ベンゼンの規制値

	平均期間	規制値	許容範囲	規制値の達成期限
ヒトの健康を守るための規制値	暦年	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	本指令の発効時点が 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (100%)、2003 年 1 月 1 日以降は 12 ヶ月ごとに毎年同率削減して 2010 年 1 月 1 日までに 0%。	2010 年 1 月 1 日

表 2 : 一酸化炭素の規制値

	平均期間	規制値	許容範囲	規制値の達成期限
ヒトの健康を守るための規制値	8 時間 (回転ベース)	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	本指令の発効時点が 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (100%)、2003 年 1 月 1 日以降は 12 ヶ月ごとに毎年同率削減して 2005 年 1 月 1 日までに 0%。	2005 年 1 月 1 日

## 6 . 加盟国、自動車燃料ラベルを義務化する法律を採択

1998 年 12 月 21 日に、EU 加盟国は、車種ごとの CO<sub>2</sub> 排出量も含めて、すべての新車に燃料ラベルを義務付ける法律を採択した。

また、同時に環境閣僚理事会は、新乗用車の CO<sub>2</sub> 排出に関する新計画について合意した。

いずれの措置も、EU が 1997 年に合意した京都議定書に定められた温室効果ガス削減義務の履行を支援するものである。また、今年初めに欧州の自動車業界との間で締結した自動車の CO<sub>2</sub> 排出量を削減するための自主合意の実施を支援するものでもある。この自主合意は欧州委員会が交渉し 10 月に正式に合意したものであるが、EU の平均自動車燃料消費量を 2008 年までに現状の水準から 25%削減するというものである。また、新規登録の乗用車の平均 CO<sub>2</sub> 排出量を 2008 年までに 1 キロメートルあたり 140 グラム以下とすることを義務付けている。

EU 閣僚理事会は、欧州自動車製造業者協会 (ACEA) との間でこの自主合意を締結したが、日本および韓国の自動車製造業者と同様の合意を締結できるかどうかは不確定である。しかし、欧州委員会は、この交渉の成果は限定的なものであるため、EU 執行部はアジア諸国からの輸入車について遵守を強制する法律の整備に着手すると警告している。

新たに燃料ラベルの義務付けが承認されたことに基づき、すべての自動車販売店に必要とされる情報を以下に示す。

- 各乗用車に直接または、その近くに表示する燃料消費量および CO<sub>2</sub> 排出量に関する情報
- 販売店または修理工場で販売するすべての自動車に関して同様の情報を提供するポスター
- 特定車種に関する宣伝用資料の燃料消費量および CO<sub>2</sub> 排出量に関する情報

この新法は加盟国が製造業者と協議して燃費に関するガイドを毎年作成し、消費者に無料配布す

ることを義務付けている。

このガイドには、燃料の種類ごとにCO<sub>2</sub>排出量の少ないものから順番に並べて、最も燃料効率の高い新車種を10位まで掲載しなければならない。また、CO<sub>2</sub>による気候への影響を説明し、運転中の燃料節約法について運転者にアドバイスしなければならない。

消費者向けラベル制度およびCO<sub>2</sub>モニタリングに関する法律はいずれも、欧州議会の第二読会での承認を受けて最終的に決定される。

## 7. 理事会、貨物自動車およびバスの排出基準を承認

1998年12月21日に、EU環境相は、貨物自動車（けん引車とトレーラー）およびバスに関する世界で最も厳しい排出基準といわれる法律を承認した。

環境閣僚理事会が承認した法律は、以前の欧州委員会の提案内容を上回り、2000年の排出基準を定めるだけでなく、2005年および2008年という二段階の排出規制値を新たに設定している。最終段階にはNO<sub>x</sub>専用の規制値も含まれている。

2005年の排出値は、NO<sub>x</sub>などの汚染物質については50%の削減、粉塵については80%の削減を導くと、閣僚理事会は述べている。2005年および2008年の排出制限により、すべての新重車両は粉塵除去装置および脱NO<sub>x</sub>触媒といわれる特殊フィルターなどのいわゆる排ガス処理技術の装備を余儀なくされる。

新法ではまた、欧州委員会に2000年12月31日までに以下の内容を提案するよう求めている。

- 2005年には使用開始できるように重量車の車両搭載型診断システムの導入を確立する規則
- 排出量管理装置の耐久性に関する規定

- 新代替燃料が広く導入された結果として現在は規制対象になっていない汚染物質の制限

法律が最終的に決定されるまでにはこの法律に関する共同決定権を有している欧州議会の承認が必要である。両機関の意見が一致しない場合には、調整委員会で解決しなければならない。

## 8. EU環境責任白書、まもなく作成予定

欧州委員会の環境総局では、懸案の環境責任に関する白書作成の動きが加速している。1999年1月1日よりEU議長国となったドイツが任期中にイニシアティブを取る意向であることが確認できたからである。白書には、EU環境責任制度に関する具体的な提言が含まれることになり、その内容をめぐって業界および一部の加盟国との間で意見が分かれるものと思われる。

担当者によれば、以前はEUレベルの環境責任行動に対して、強硬な反対派のひとつであったドイツが関心を示した結果、環境総局は来月までに欧州委員会の全体会議による白書の承認および発行をめざしているとのことである。

近ごろ起草された白書の内容は、総局が1年前に初めてその概要を示したときとほぼ同じもので、環境責任に関する限定的な枠組みを提示している。

同総局の環境の質に関する理事代理であるGrant Lawrenceは、最近開催された土壌保護に関する汎欧州ワークショップにおいて白書草案に盛り込まれた主な要素について一部詳しく説明した。

- すでにEUの環境法、またはその他に含まれる環境目標の法律の対象になっている行為によって引き起こされた損害に厳格な（無過失）責任を適用する。
- この制度は、今後発生する損害にのみ適用し、過去の汚染には適用しない。
- 責任を負うべき当事者は、損害を生じさせた行為を管理する者、すなわち経営者とする。

- 用地の汚染は、この制度が対象とする損害のひとつであるが、この場合の損害は著しいものでなければならない。人および環境に対する深刻な脅威を取り除き、実際の使用また、将来的にも使用される用地にするための浄化基準および目標に最低要件を適用するものとする。

### 9. 複数の廃棄物焼却法が一本化の予定

EUは、有害廃棄物および無害廃棄物の焼却の規制について、二つの法律を一本化する方向にある。主な影響としては、廃棄物を燃料として燃やしているセメント焼成窯に対する排出制限が全面的に強化される可能性がある。

有害廃棄物の焼却はすでに1994年の指令(注7)の対象となっている。最近、このモデルに厳密にもとづき、欧州委員会が新たな指令(注8)を提案した。この提案は、1994年の指令で対象外となった有害廃棄物の焼却と同様に、無害廃棄物の焼却も規制するものである。

しかしながら、欧州議会の起草者は、この新たな指令と既存の有害廃棄物の焼却に関する指令を一本化するよう求めている。EUのアムステルダム条約が今後数ヶ月のうちに効力を発することになれば、欧州議会がこの新たな指令について共同決定権をもつことになる。そのため、立法府である閣僚理事会の議長国ドイツがこの提案を取り上げた。

起草者 Hans Blokland によれば、新たな指令と有害廃棄物の焼却に関する指令の一本化は、お互いに類似しているので「極めて容易」であるという。同氏のねらいは、新指令の適用範囲を現在1994年の指令の対象となっている廃棄物にまで拡大することにより、新指令が一本化された指令の基盤をなすであろうというものである。

1994年の指令では、有害廃棄物を燃焼するセメント焼成窯には専用廃棄物焼却炉より高い値の規制汚染物質の排出量を認めているが、Blokland氏はこの制度に終止符を打つ意図を明

らかにし、すでに論争を引き起こしている。

同氏は、この規定を統合指令からははずす意向を示唆している。つまり、最近だされた欧州委員会による提案の中では、より厳しい排出規制値が予測されており、無害か有害かを問わずすべての廃棄物をセメント焼成窯で焼却する場合には、この規制値が適用されることになる。しかし、Blokland氏の意向に対して、欧州議会の全体会議の支持が得られるかは今後を待たなければならない。同氏の報告については、欧州議会の環境委員会でも1999年2月1日に初討議が予定されている。

指令の一本化案に対する理事会内部の当初の反応は総じて好感触であったが、一部の加盟国はこのような動向が、欧州委員会が提案した新指令の採択を停滞させるべきではないと懸念を表明した。

欧州委員会はまだ立場を明確にしていなかったが、一本化に反対する見込みは薄いというのが大方の見方である。欧州委員会は新指令の起草段階で、反対の結論に至ったものの、二つの指令の一本化を検討したとされている。

### 10. 欧州委員会、産業施設の環境検査に関する一連の指針を提案

欧州委員会は産業施設の環境検査に関する一連の指針を提案した。これにより、各産業用地のEU法適合水準の報告が公表されることになる。この指針すなわち最低基準の作成は、EU環境法の実施および取締を強化する目的で1996年に開始された活動に関連する欧州委員会の最新の動きである。

一年前、環境総局は、拘束力のある法律により検査の指針を実行する予定であると発表した。当初は勧告という形で実現したので各国政府に対する拘束力はもたない。さらに、提案された勧告はまず立法府である閣僚理事会の承認を必要とするので、内容が希薄化するか、全く無視される可

能性も秘めている。

だが、欧州委員会はこの勧告が第一歩にすぎず、その後、経験をもとに検査に関する幅広い問題を対象とした枠組みとなる指令の策定を検討していると述べている。

EU執行部は、産業施設の環境検査（特に、排出量のモニタリング）を実施する能力および実施する検査業務の範囲と内容には、加盟国に大きな格差があるので最低基準が必要であると論じている。この指針によって、北欧より一般的に発展の遅れがあるとされる南欧諸国の検査システムに主な影響が及ぶであろう。

この勧告は、EU法に基づき排出または排水に許認可または免許を要するすべての産業施設の検査に適用される。つまり、統合的汚染防止および管理に関するEU指令（IPPC：integrated pollution prevention and control）および水質および廃棄物に関する法律（注9）の対象となる用地を示す。また、研究または医療行為に関する施設も含めて原子力施設も対象となる。

この指針はIMPELが提案する最低基準に基づくものである。IMPELは、環境法の実施および執行を担当する各国の職員によるEUネットワークである。またこの指針は、オランダと英国のベストプラクティス（最善の慣行）を反映したものであるとされている。

この勧告では、加盟国に環境検査の実施を求めるとともに、その方法に関する指針を提供している。施設の立入り検査が重視されており、勧告には検査当局による定期的な立入りを実施すべきであると述べられている。

検査当局は、施設の立入り検査報告書の作成が必要となる。報告書には、施設がEUの法的要件に適合しているか、その後のフォローアップが必要かなどの項目について調査結果を記述する。報告書は施設の運営者に送付され、また環境情報へのアクセスの自由に関する1990年EU指令（注10）に基づき一般に公表されなければならない。

勧告に従うことになれば、産業施設から排出量を

最小限にするよう圧力をかける上で、このような報告書は地域のコミュニティーや環境団体にとって、効果的な手段となり得る。

欧州委員会の提案では、ギリシャがすでに実施しているように、民間企業と契約を結んで検査義務を実施させることを公的機関に認めている。

## 11. 欧州委員会、プラスチックに含まれるカドミウムについては決定を先延し、PCPについては禁止を提案

欧州委員会の産業部は、プラスチックに含まれるカドミウムに関するEUの規制強化をめぐる加盟国間の対立を緩和するために、この問題の決定を先延しすることを提案している。スウェーデンおよびオーストリアについては、カドミウムによるリスクの今後の評価作業結果が出るまでは、この重金属に関してより厳格な国内基準の維持が認められる。

同時に、総局は、2011年から有害なペンタクロロフェノール（PCP）の販売および使用をEU全域で完全に禁止することを提案している。この物質はヒトに対する発癌性が疑われている（注11）。また、有機スズ系の船舶用防錆塗料については、国際的に全面禁止される可能性があるを見越して、EUでもいくつかの塗料の使用を禁止する計画である。

カドミウム、PCP、有機スズ系化合物（いずれもあらゆる意味で有毒）に関する現行規制の見直しは、スウェーデン、オーストリアおよびフィンランドなど欧州連合の新加盟国が、EU調和法の規定より厳しい規制を、これらの物質の販売や使用にもうけている事実がきっかけとなり行われている。

1995年の欧州連合加盟の際に、この3国はより厳しい国内基準を4年間維持することができ、その間EUは、各国政府に受入れられる解決策を求めて基準の見直しを行うという合意がなされた。

しかし、特にカドミウムに関する対策をめくり加盟国間の意見が大きく分かれ、欧州委員会の産業総局および環境総局も意見が対立している。その結果、スウェーデン、オーストリア、フィンランドに認められた4年間の猶予期間は、現EU法を変更するという正式決定がないまま、1998年12月31日に終了した。

つまり、厳密には法的な意味において、現在これら3国はカドミウム、PCP、有機スズ系化合物に関する国内規制を緩和し、EUのより緩やかな規制に調和させなければならなくなったということである。

産業総局は、この政治的微妙な行き詰まり状態を速やかに打開する方法を求めて、当面、カドミウム問題については先送りとし、EUのPCPおよび有機スズ系塗料に関する法律だけを強化する意向である。その間、スウェーデンとオーストリアはさらに一定の期間、カドミウムに関するより厳格な国内規制を維持することが認められる（フィンランドのカドミウムに関する規制はすでにEUの現行法に調和している）。

この提案は、クリスマス直前に欧州委員会と加盟国の代表との間で開かれた会議でおおむね容認された。ただしドイツは、カドミウムに関して進展した措置が欠けていることに懸念を表明したとされている。

## 12. ドイツ政府、EU全域における航空機燃料税の採択促進を要望

議長国であるドイツ政府は、6ヶ月という任期の間にEU全域における民間航空機の燃料（灯油）税の採択を促進する意向である。

連邦政府のTrittin環境大臣は、EU域内における航空機燃料課税により、年間最高60億ドイツマルク（35億6千万米ドル）の税収が連邦政府の国庫にもたらされ、また、欧州の空域において航空機からの二酸化炭素排出量が削減されるとい

う二重の配当金が得られると、ドイツの報道機関に対して発言している。

1998年11月30日付の *Sueddeutsche Zeitung* 紙の報告によると、ドイツの国営航空会社ルフトハンザは、現在の国内の自動車燃料税と同様の税率で灯油に課税されれば、航空券の平均価格が直ちに20%引き上げられると予測している。

1998年12月3日に当地で行われたEUの環境委員Bjerregaardとの共同記者会見で、同環境相はルフトハンザの試算を「不明瞭」として否認した。同時に発表された環境相との会談の場で同委員が、「ドイツ政府がEU全域における灯油税の導入を首唱していることを歓迎している」と強調している。

また、この声明文でドイツ政府は「EUにおいて燃料における免税撤廃イニシアティブを開始」するために、この税制措置提案に関する欧州委員会の報告書が「速やかに作成」されることを期待していると述べている。

さらに、「Bjerregaard環境委員とTrittin環境相の両者は、EU全体の調和税制は欧州の気候保護戦略の礎石になるとして、その重要性を強調した」と声明文には記されている。しかし、同委員はドイツの環境相に対して「航空輸送による排出量を削減するために他の方法も評価する必要がある」と発言したことも付言されている。

Bjerregaard委員は、灯油税の導入に対してEU域外から広い支持が得られる見込みは薄いと記者団に述べた。また加えて、EU域内の合意についても「すぐに得られるものではない」と発言している。

## 13. 「柔軟な」措置によって1999年調和エネルギー税の採択を促進

EUの蔵相らは、スペインが反対しているにもかかわらず、免税措置、移行期間、その他の「柔軟な」措置のリストを作成することで合意した。これにより1月からのEU議長国ドイツの任期中

に、エネルギー調和税に関する合意が成立する可能性がある。

1998年12月1日に開催された経済相および蔵相の閣僚理事会で、各閣僚は専門家による特別部会に、エネルギー調和税に関連して以下の項目を調査研究するよう求めた。

- エネルギー効率の目標値を満たしているエネルギー集約型産業および企業に対する特別規定
- 石油以外の個人消費用製品については社会的根拠を理由に免税および低率課税
- 天然ガスなど現行のEU法では対象外となっている製品については切替えの移行期間および柔軟な期限設定を設けてゼロ課税
- 特に、地理的な懸念を考慮して、一部の加盟国については石油に対する課税水準引上げから現行の最低税率に切替えるという特別規定を暫定的に導入
- この提案が、特に、インフレ、EU域内および世界における競争力、個人の購買力、輸送コスト、環境政策に及ぼす経済的影響

調和エネルギー税に関する欧州委員会の提案に対して明確な反対を表明している唯一の国はスペインであった。会議の終了後、スペインの担当者は、このままの提案であればガソリン料金の引上げ、よってインフレ率の増大につながるためスペイン政府は拒否権を発動すると発言した。

会議の終了後、Monti 税制担当委員はスペインの反対にも関わらず、免税その他の柔軟なメカニズムを検討することに全会一致の同意が得られたのは一歩前進であると発言した。過去7ヶ月間、自国の免税措置を求める国もあれば、計画によりエネルギー税の引上げがかなり予想されるとエネルギー集約型産業の免除を要求する国もあり、エネルギー調和税をめぐりEU加盟国は膠着状態にあった。

気候変動枠組み条約の京都議定書によって

2008年から2012年までに温室効果ガスを1990年の水準から8%削減することが義務付けられているが、EUがこの法的に拘束力をもつ責任を果たすにはエネルギー税の調和を承認することが不可欠であると、Bjerregaard 環境委員は発言している。

#### 14. 欧州包装基準案をめぐり問題点についてコメントを求める

欧州の標準化組織であるCENは、包装および包装廃棄物に関する基準案を公表し広範囲にわたって意見を求めた。この基準には、包装製造業者および輸入業者がEU包装に関する指令(注12)に定める必須要件へどのように応じるかを明確にするねらいがある。この基準は欧州委員会が要請したものだが、業界からは包装が指令に定める要件に適合していることを示すのは厳しいとみなされている。

基準を以下に示す。

EN 13427：**包装と環境** 個人または組織が一連の基準の整備に使用できる包装および包装廃棄物の分野における欧州基準の使用に関する要件(要件相互の関係も提示)および環境への影響を最小限にし適合を実証するための手順を記述。

EN 13428：**包装源削減による予防** 使用される包装の重量または容積を発生源において削減するための望ましい選択肢である。これは製品および包装の全ライフサイクルの中で考慮すべきものであり、また、社会、経済的要因を考慮に入れて評価するものである。

EN 13429：**再利用** 包装を実際に新品のように利用することが可能であり、再利用を支援するシステムが整備されている場合。

EN 13430：**原料リサイクルで再生可能な包装に関する要件** 成分の分離性および互換性のな

い要素または物質に関する許容限度について記述。包装がリサイクル可能な場合の注意事項を提供。

EN 13431 : エネルギー再生方式による再生可能な包装に関する要件 燃焼によるエネルギー再生を評価に対する最低発熱量 ( minimum inferior calorific value ) の明確化などを含む。また、エネルギー再生過程を経て正味の原料を分類すること。

EN 13432 : コンポストおよび生物分解により再生可能な包装に関する要件 微生物分解など包装の最終受入に関する試験的な計画および評価基準。生物学的処理中の分解、およびその処理プロセスに与える効果、またその結果として生じたコンポストの品質について記述。

CEN基準が欧州委員会との間で論争を引き起こしていることに注目すべきである。欧州委員会の環境総局はこの基準を起草したCEN専門委員会のアプローチに対して様々な機会に不満を表明しており、一部の加盟国も適用は困難と批判的である。包装に関する指令を監督するEU委員会の内部でも、この基準が最終的に決定された場合に、欧州委員会がEU官報にこれを公表することにより、この基準を是認すべきかどうかという問題が提起されている。

環境総局の廃棄物部門のある担当者によると、欧州委員会はまだこの草案に関する意見表明を提出しておらず、どのような立場をとるか語るのは時期尚早であるとしている。関連団体は1999年5月19日までにコメントを提出する予定であるが、あるCENの担当者は、CENはその後の基準の修正に7、8ヶ月を見込んでいることを示唆した。CENは2000年半ば頃に基準が最終的に決定されることを希望している。

## 15. 議長国ドイツ、環境優先課題の概要を提示

閣僚理事会は、議長国ドイツの任期中 ( 1999年1月から6月 ) に重要な環境議題に取り組む。ドイツは、エネルギー税のEU共通の枠組み作成という困難な問題に関して、合意に向けての進展を主要目標の一つとして公言している。経済相および蔵相が取組んでいる問題である。

さらに、ドイツ政府は閣僚レベルの合意と少なくともその方向での進展に到達することを望む長い一覧表を回付している。ドイツの担当者が最優先事項とする立法提案を以下に示す。

- 廃棄物焼却に関する指令。
- 大規模燃焼施設からの排出に関する1988年指令の改訂。
- EUエコラベル制度の改定。この問題に関する1996年の欧州委員会の提案は各方面から非難されているが、EU執行部は欧州議会の提言をもとに修正を予定。
- EU環境基金LIFEの拡大。

また、理事会の審議がすでにかなり進展している四つの指令については、共通の見解を打ち立てることが優先される。

- 水質の枠組みに関する指令
- 廃車に関する指令
- 遺伝子操作した生物の意図的譲渡および販売に関する1990年指令の改訂
- 重量車からの排出

ドイツはまた、理事会でまだ討議されていないその他三つの欧州委員会の発案に着手する意向である。

- EU環境責任体制に関する欧州委員会の立場を規定する白書
- 特定の公共土地利用計画の戦略的環境評価 ( SEA ) を義務付ける指令
- ベンゼンおよび一酸化炭素についてEU全域における大気の質に関する基準を規定する指令



## COMMISSION DECISION

of 26 February 1999

establishing ecological criteria for the award of the Community eco-label to personal computers

(notified under document number C(1999) 425)

(Text with EEA relevance)

(1999/205/EC)

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,  
Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Council Regulation (EEC) No 880/92 of 23 March 1992 on a Community eco-label award scheme<sup>(1)</sup>, and in particular the second subparagraph of Article 5(1) thereof,

Whereas the first subparagraph of Article 5(1) of Regulation (EEC) No 880/92 provides that the conditions for the award of the Community eco-label shall be defined by product groups;

Whereas Article 10(2) of Regulation (EEC) No 880/92 states that the environmental performance of a product shall be assessed by reference to the specific criteria for product groups;

Whereas the Community is negotiating an agreement on the coordination of energy labelling, based on the US 'Energy Star' programme;

Whereas it is appropriate to revise the criteria within a period of two years in order to adapt the energy requirements to technological innovation, market developments and the abovementioned 'Energy Star' programme;

Whereas in accordance with Article 6 of Regulation (EEC) No 880/92 the Commission has consulted the principal interest groups within a consultation forum;

Whereas the measures provided for in this Decision are in accordance with the opinion of the Committee set up pursuant to Article 7 of Regulation (EEC) No 880/92,

HAS ADOPTED THIS DECISION:

*Article 1*

The product group 'personal computers' (hereinafter referred to as 'the product group') shall mean:

'commercially available stationary computers consisting of a monitor, system unit and keyboard.'

*Article 2*

The environmental performance and the fitness for use of the product group shall be assessed by reference to the specific ecological criteria set out in the Annex to this Decision.

*Article 3*

The definition of the product group and the specific ecological criteria for the product group shall be valid for a period of two years from the first day of the month following the adoption of the criteria. If revised ecological criteria have not been adopted before the end of this period, their validity shall be extended for a further year.

*Article 4*

For administrative purposes the code number assigned to this product group shall be '013'.

*Article 5*

This Decision is addressed to the Member States.

Done at Brussels, 26 February 1999.

*For the Commission*

Ritt BJERREGAARD

*Member of the Commission*

<sup>(1)</sup> OJ L 99, 11. 4. 1992, p. 1.

*ANNEX***FRAMEWORK**

In order to be awarded an eco-label, the personal computer shall comply with the criteria of this Annex, which are aimed at promoting:

- the reduction of environmental damage or risks related to the use of energy (global warming, acidification, depletion of non-renewable resources) by reducing energy consumption,
- the reduction of environmental damage related to the use of natural resources by encouraging upgradability, recyclability and maintainability of the computer.

Additionally, the criteria encourage the implementation of best practice and enhance the environmental awareness of consumers.

Furthermore, the marking of plastic components encourages their recycling.

**KEY CRITERIA****1. Energy savings: monitor**

The monitor shall have a sleep mode power consumption of  $\leq 10$  watts.

The monitor shall have a deep-sleep mode power consumption of  $\leq 3$  watts.

The default mode-change time from operation to sleep and from sleep to deep-sleep shall be  $\leq 30$  minutes of inactivity. The manufacturer must enable this feature, but the user may disable it.

**2. Energy savings: control unit**

The control unit shall have a sleep mode power consumption of  $\leq 27$  watts. This applies to the control unit when it is not in network operation (i.e. stand-alone mode).

The default mode-change time from operation to sleep shall be  $\leq 30$  minutes of inactivity. The manufacturer must enable this feature, but the user may disable it.

The off-mode power consumption shall be no more than 5 watts.

**3. Life-time extension**

The manufacturer shall offer a commercial guarantee to ensure that the system unit and keyboard will function for at least three years, and that the monitor will function for at least one year. This guarantee shall be valid from the date of delivery to the customer. The availability of compatible replacement parts and service shall be guaranteed for five years from the time of shipment.

In addition, the personal computer shall meet the following criteria:

1. the system unit shall have a modular design, allowing components to be easily accessible;
2. the system unit shall be accessible with commonly available tools, facilitating the exchanging of components;
3. upgradability shall be ensured for at least the processor, the graphics card, the random access memory, the hard disk and, if available, the CD-ROM drive;
4. one or more empty slots shall be available.

**BEST PRACTICE CRITERIA****4. Take-back and recycling**

The manufacturer shall guarantee the take-back of the personal computer and of components being replaced, except for items contaminated by users (e.g. in medical or nuclear applications).

In addition, the personal computer shall meet the following criteria:

1. one trained person, alone, shall be able to dismantle the system unit;
2. the manufacturer shall check the disassembly of the system unit and provide a disassembly report. Amongst others, the report shall confirm that joints are:
  - easy to find and accessible,
  - as standardised as possible,
  - accessible with all-purpose tools;
3. incompatible and hazardous materials shall be separable;
4. 90 % of plastic and metal materials in the housing and chassis shall be recyclable;
5. if labels are required, they shall be easily separable or inherent;
6. plastic parts shall:
  - (a) have no lead or cadmium added by the manufacturer;
  - (b) be of one polymer or compatible polymers, except for the cover which shall consist of no more than 2 types of polymer which are separable;
  - (c) contain no metal inlays that cannot be separated;
7. plastic parts heavier than 25 grams shall:
  - (a) not contain flame retardants that contain organically bound bromine or chlorine;
  - (b) have a permanent marking identifying the material, in conformity with ISO 11469. Excluded from this criterion are extruded plastic materials.

#### 5. User instructions

The personal computer shall be sold with an instruction manual, which provides advice on the correct environmental use and, in particular:

1. recommendations for the use of the power management features, including information that disabling these features can lead to higher consumption of energy and thus can increase the running costs;
2. information on the maximum and minimum energy use of the system unit and monitor during operation, sleep, deep-sleep and off modes, as well as an indication that the energy use can be reduced to zero if the computer is unplugged or if the wall socket is switched off;
3. information on the guarantee and the availability of spare parts;
4. information on how to access the system unit and exchange components, specifically the processor, the graphics card, the random access memory, the hard disk and, if available, the CD-ROM drive;
5. information about those parts and materials of the personal computer which are reusable and/or recyclable;
6. advice on how the consumer can make use of the manufacturers' take-back guarantee.

#### 6. Environmental declaration

An environmental declaration shall accompany the product and shall be available to the user. This document shall be in conformity with the recommendations of ECMA's Technical Report 70 'Product-related environmental attributes'.

### TESTING

#### 7. Testing laboratories

If testing is required, it shall be performed at the expense of the applicant by laboratories that meet the general requirements stressed in the standards EN 45001.

### CONSUMER INFORMATION

The following text shall be provided in such a way as to be clearly visible for consumers (next to the label, whenever possible):

- This product qualifies for the European Union eco-label, because it is efficient with energy and is designed to facilitate upgrading, recycling and environmentally sound disposal.
- Additional information on how to minimise environmental impacts is given in the instruction manual.

## IPP：統合製品政策

本誌「欧州環境規制動向」のEU関連情報の中でも欧州委員会におけるIPP (Integrated Product Policy) の議論について紹介しているが、別の情報源でも以下のとおりあげている。

### ドイツ、統合的製品政策 (IPP) を優先課題とする

環境政策立案者の口から飛び出してくる最新の専門用語といえばIPP、すなわち統合的製品政策である。政治家および公務員の間ではこの言葉が実際に何を意味するのかいまだに意見が統一されていないが、欧州の産業界は、いくつか相当厳しい要求をつきつけられる可能性がある。多くの企業が懸念しているのは、今後、EU が決定する新法のもとでは、一つの製品が環境に及ぼす影響をすべて設計段階で検討しなければならないことである。統合的製品政策は、包装だけではなく製品そのものに適用されることになる。

議長国ドイツは主要な環境優先課題の一つとして統合的製品政策 (IPP) を推進する予定である。これは1998年末に公表された戦略ペーパー(\*1)に記述されている。「議長国として、持続可能な開発を奨励するために他のEUの政策に環境的な側面を統合していく。これに合わせて、製品に関連する環境保護のための欧州レベルでの戦略を奨励する。」

この目標を実現するために、1999年5月7日から9日までワイマールで開催される環境理事会の非公式会議では、統合的製品政策の問題を取り上げる。あるドイツの環境担当者は一般的な協議になると述べており、「われわれは、ドイツが議長国を務めている間にこの問題を進展させたい」と語った。

IPPという用語の幅広い解釈を考えると、規定のテーマを定めるのは容易なことではない。例えば、統合という言葉も様々な解釈が可能である。環境全般の統合、EU全域の統合(製品政策における貿易障壁の撤廃)、より具体的には、製品の

全ライフサイクルを対象とするという意味での統合などである。

### 欧州委員会のワークショップ

12月8日にDG およびDG が開催した欧州委員会のワークショップの主な作業は、IPPを定義することであった。この会合は、個々の製品領域における特定の戦略を作成するために、関連する利害関係者全員を集めるために開催された。「IPPの成功は、産業界、消費者、環境団体その他の公的機関との建設的な協力に左右される。」

この目的を達成するために、12の作業部会がIPPに関してそれぞれ異なる側面を検討した。例えば、経済的および法的手段、域内市場に関する問題点、行政上およびビジネス上の重点問題、製品管理ツールおよび他の製品志向政策分野への環境の統合など。

## I P P および E P R

包装に関する議論に特に関係があったのは、製造者責任の拡大（E P R : Extended Producer Responsibility）および廃棄物管理の問題であった。この点について、欧州回収およびリサイクリング協会の Jacques Fonteyne 氏は、例えば E P R のように個別製品に集中した政策は、統合的固形廃棄物管理などの改善によってもたらされた利点を失わせることになる」と述べている。

同氏は、「I P P が製品政策において統合的アプローチを提供するものであるならば、製品に対する垂直的な視点だけでは不十分であることを認識しなければならない」と、Peter White および Klaus Draeger との共同報告書の中で述べている。

「最も環境に効果的な、コスト効率の良い、全体として社会的に受け入れられる解決策を提供するには、製品のライフサイクル（垂直的アプローチ）と共通のインフラ・システム（水平的アプローチ）の最適化が必要である。統合的廃棄物管理システムと整合性のある共通責任のようなアプローチの方が望ましいだろう。」

ドイツ環境省の Dr. Thomas Rummeler は、ドイツの包装に関する政令では E P R の特に興味深い側面が際立ったと述べた。特に以下の点である。

- ・ 包装の年間消費量が 12% 削減された。
- ・ ドイツのリサイクリング能力が各素材において増大した。
- ・ グリーンドット制度の免許料が包装生産およびデザインに影響を与えた。また、その水準を理由に障害ともなっている。
- ・ 期限が短くリサイクル割当量が高かったためプラスチック包装のリサイクル分野で問題が発生した。
- ・ タダ乗り組によって二重システムに問題を呈した。
- ・ 廃棄物処理業における競争確保のための枠組みが必要である。

要するに、E P R は必ずしも名案ではなかった。「われわれは、この新しい政令における問題点を解決しなければならなかった」と同氏は述べている。「代替措置としては、一次的素材の代わりに二次的原料を使用する誘因となる市場原理に基づく手段やエコ税を利用することである。」

Dr. Rummeler は、例えば、廃車に関する作業など製品に関する作業を進める前に、プラスチック、木製、紙の廃棄物管理のように、E P R を実施するための他の政策手段を分析すべきであると結論している。

## I P P および L C A

別の I P P のデータおよび指標に関するワークショップでは、参加者が L C A (Life Cycle Analyses) をどの程度 I P P の根拠にするべきか討議していた。この点については、主として業界の代表（例：欧州包装・環境機構 EUROPEAN および包装用スチール製造業者協会 A P E A L）は、L C A はその他いくつかのツールと同様に重要であり、環境の改善につながる可能性があると考えている。また、L C A は製品政策の統合的側面を支援するものである。

しかし、小売業者に対する L C A の適用可能性については保留が表明された。一般的な結論としては、L C A は特定の製品システムの善し悪しを最終的に簡単に判断あるいは正しく区別することができない。「税金または割当量のような介入の必要性を証明するのに L C A を利用できるかどうか疑問である」とドイツ産業連合の Manfred Marsmann は発言している。これは、L C A は有効なツールではあるが、これだけに頼って政策決定はできないという EUROPEAN の見解を支持する意見である。

## 詳細

統合的製品政策が初めて欧州委員会内部で討議されたのは 1990 年代半ばのことである。D G

の委託研究であるSPRU (Ernst & Young) 研究(\*2) が公表された1998年3月以来、主要な環境議題に取り上げられている。この研究報告書では、このような戦略が「資源効率を改善し、財とサービスの最終消費が環境に及ぼす影響を軽減するために」必要であると述べられている。したがってIPPは「製品システムの環境パフォーマンスの修正および改善を明白に意図した公共政策」と定義される。

製品および環境に関する包括的な政策を有している加盟国は少数にとどまっている。オランダの場合は1993年の製品および環境に関する通達(化学物質の禁止とエコ税を含む)。デンマークの場合は、1996年の「製品志向型環境行動の強化」と題する白書。スウェーデン、フィンランドおよびオーストリアでも政策の策定が進められている。現行の政策(例:EUエコラベル、EMAS、IPPC)の中にも、欧州のIPPに組込まれる可能性のあるものがある。

### IPPに関する研究

SPRU研究(Ernst & Young)では、統合的製品政策に関して「ピラミッド型」のアプローチが提言されている。最上層では短期的優先課題を定める。これは、直ちに開始してもよいが、12~18ヶ月で完了できなければならない。例えば、IPPペーパーを発行したり、業界および政策立案者と相談して(ワークショップの中で)、IPPについて「共通の理解」を定義するなど。

最下層部には(13~36ヶ月という主に中期的な取組み)、IPPについて特定の対策すなわち「構成要素」が含まれる。直ちに開始してもよいが、12~18ヶ月で完了できなければならない。以下に例を示す。

- ・ 廃棄物管理(例:すべての消散しない廃棄物の流れに体系的管理を拡大する)
- ・ グリーン製品を新しく考案(例:EUのエコデ

ザイン計画の開始)

- ・ 市場の創出(例:グリーン税の推進を奨励)
- ・ 環境情報の普及(例:エコ管理・監査計画EMASを利用、またはラベルに関する実務基準の策定)
- ・ 責任の分配(例:案件ごとに製造者責任の拡大)

### 業界の反応

業界にとっての最大の懸念は、包装および包装廃棄物に関する指令がそうであったように、統合的製品政策によって製品に関する法律が増えはならないということである。欧州ブランド品協会(AIM)は、IPPは「公共政策」として継続的改善を奨励すべきであり、環境に関する革新を封じ込めるような製品仕様を課すべきではないと発言している。

その他の産業セクターは、このIPP研究を明確な定義がなされていないとして非難している。

「製品を単独で、あるいは生産および消費と切り離して見ないことが重要である」と、米国商工会議所(AMCHAM)のEU委員会は発言している。ワークショップの前に行われた記者会見で、委員長のFrank Kielewijnは、製品が環境に与える影響と一緒に社会経済的側面(すなわち、大衆にとっての価値)が論じられなかったことに遺憾の意を表した。

同氏は「統合」という言葉がまだ登場していない中で、ドイツのKreislaufwirtschaftsgesetzのような製品政策がIPPの「萌芽」であったと付言した。「ドイツ市民に大きな負担を課して環境面の利益がほとんどないという、年間50億ドイツマルクもの包装回収事業の大失策を思い起こしていただきたい。」

UNICE (the Union of Industrial and Employers' Confederations of Europe : 欧州産業・経営者団体連合会)は、IPPに対する見解を述べたペーパーの中で、IPPの定義が難しいことには同意している。しかし、IPPと製

品管理の区別は不自然であるとして、この分野におけるEUレベルの行動の必要性を疑問視している。UNICEは、AIMおよびAMCHAM同様に、環境への配慮には製品の性能、安全性、生産、流通および販売など他の側面とのバランスが必要であると述べている。「究極の目的は持続可能な生産と消費でなければならない。」

さらに、UNICEは、ISO、エコ監査、LCA、自主的合意によって業界はすでに環境ニーズと製品政策の統合を実現していると述べている。特に、石鹼および洗剤業界は、優れた環境実務の基準（Code of Good Environmental Practice）の一部として、2000年までに包装を1996年の水準から10%削減することをめざしている。

---

<脚注>

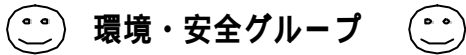
(\*1) EU理事会における議長国ドイツの目標と優先課題。1998年12月。

(\*2) 欧州委員会DG：統合的製品政策。各国および世界における環境分野の統合的製品政策に関する動向を分析し、この分野におけるEC政策の諸要素を提供する研究。1998年3月。

(SPRU最終報告書、科学政策研究部門およびErnst & Young。)



## 事務局便り



海外環境関連情報誌“environment Update”創刊号をお届けします。環境先進国といわれる欧州においては、製品取引きに関連する環境規制の導入が活発ですが、当組合ブラッセル事務所においても在ブラッセルの法律事務所などと委託契約しつつ、これらの動向をモニタリングしています。モニタリングで得た情報を中心に、当グループが収集した関連情報をできるだけ会員企業の担当部署にお伝えすべく、environment Update を発刊することといたしました。

当面は隔月発行を予定し、できるだけ最新のニュースや総括するような情報を、整理、編集の上提供します。

情報の中身は環境関連情報が主体ですが、当「環境・安全グループ」は環境以外にも、CEマーキング対策等製品安全関連の基準・認証問題も取り組んでいますので、これらの情報についても適宜取り上げます。

特に最近の欧州においては、大手の顧客（百貨店など流通業者）などが、製品に関連する環境・安全・健康・消費エネルギー等総合的な情報を要求する動きになっていきますので、当グループの特徴を生かした総合的な情報提供に努めるつもりです。（T I）

---

### = 次号予告 =

次号は、EUの廃家電指令（WEEE）案を巡る、日欧米産業界の対応ならびに最新の動きや、連載の欧州弁護士情報を掲載予定です。

発行は、7月初旬の予定。

## 既刊報告書

「海外の環境法規制の概要～グリーン・マーケティングの実践」及び同報告書追補版（１９９７、１９９８）

「グリーン購入・調達制度の事例調査報告書」（１９９８）

「海外生産活動と環境問題対策報告書」（１９９８）

「世界の環境ラベル～制度の概要と問題点」（１９９５）

「環境ラベルと貿易問題」（１９９７）

「アジア地域における日系企業がかかえる環境問題」（１９９６）

「外部環境認証取得の優位性評価アンケート調査報告書」（１９９７）

「CEマーキングガイドブック」（１９９８）

「低電圧指令ガイドライン」（１９９８）

「EMC指令ガイドライン」（１９９７）

「中国・香港・台湾における製品安全関連基準・認証の実態と動向」（１９９８）

「世界主要国の製品安全関連基準・認証問題と解説」（１９９９）

「ポーランド・ハンガリー・チェコにおける製品安全関連基準・認証の実態と動向」（１９９９）